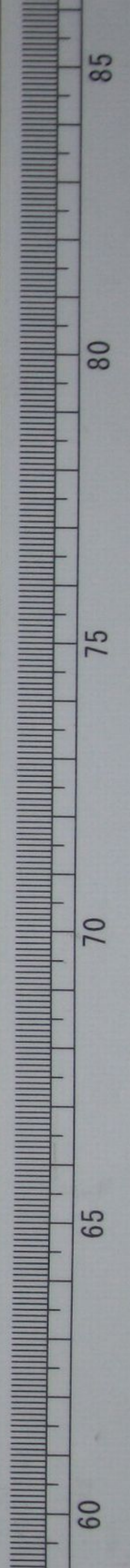




中外新聞彙編
 新編
 一冊
 十七卷
 三

西垣文庫 
 文庫 10
 7329



特 文庫10

7328



さいりごらよめ社中よりあはれ
 中外新聞やうく世に廣く行を
 よもう諸方よりはとひ来たる材料
 のいまく上梓をさる少くも脱漏れ
 遺憾なきにあはれをこきひ友人後部
 一郎をせひろひあつめ外編とあき

西遊文庫

そ維新のおをひて 進福れうらん
わうくしとふおれまもともより 其
んまひあきあわるとんまうんか
ひんきても尚あゝあゝ作文とも同
し人れ手して 臨へつ魚々ん
文應四年四月 板河如春 落

中外新聞外篇卷之一

或人の建白書

慶應四年四月

小臣是を海外の知己と関く近日魯西亜首として同盟諸
國に報告有し其大趣旨は云東洋日本との定約ハ徳川氏
幕府の職する時結びし処今日に至りてハ政權 朝廷に
帰納せりと雖も其國の大臣會議一定事有之と不関一二
の侯伯倉卒と出るものを以て可疑其定約を究問し其情
實を尽して其可討ハ討ち其可助ハ助之ハ大國小國を保
護し而して其國の生靈の塗炭を救ふ各各定約の大信
公義の至る処に同志同約の諸國ハ共軍を整へ速に
其是非を問んと其実否に至りて未だ如何を不知と雖
も必其事を任せんや必せり従古来諸國西洋各國の内蹂躪

内附をるとのを比びとして皆同属其国内の小是非を相
争ひ終り其国家を失ふを不察私を逞ふして其極其世を
破りよ出て屯今や英吉利を兵庫に至り佛蘭西米利堅を
横濱に居る英の下風を不_レ好豈其國の下に附人や大信を
唱て以て我皇國を内附せんとし誠し其真意の所る処
之を掌上に視るか如し然るを不思侯伯黙止して只其領
國を固守せんとし是を千百歳の後公議せしめを將
叛國といふ人欽印度支那の轍不遠朝廷を屏汚し皇
國を内破せ其何人よありや況んや今日百年を不待して
小臣其詳解を問んとし希くハ私意を去り公平至當を以
て小臣の疑惑を解人事を誠恐謹言

題しらば

よみ人しらば

国まもるまをらたけ雄ハさはなれと行清ふられぬ世の
きうとかな

蝦夷地の儀に付井上石見献白書

或曰勝安房守の歌

萬事本源に不著眼ハ其末起り事難し國家富強の本ハ四
民各職業を尽せしあり就中農ハ國の本あり故に其本業
を尽せしむるの道立されバ国土の疲弊補ひ難し農を尽
せの本を地を拓き人民を増殖せしあり人民を増殖せ
るの本々事を簡易にして夫役を省略し器械を以て民力
を扶くるしあり西洋諸國蒸氣器械を發明し民力國中に
餘有るし故に自然拓地育民の業を起し或ハ万里の外に
数千人を出入り開港交易の大利を謀るし至る我國近年内
外多事晝夜東西の夫役幾千万と云事を知らば是等の民

力を補ふの道立ざる時ハ田野荒廢ノ及ぶを又自然の理
あり蝦夷開拓の事ハ北陸の大事勿論不可忽の要務なれ
ハ其手を下すの道さぬハ緩急の術あるべしハとも畢意ハ
又内地の民を移さハれむ成功を遂げ難き事なれば第一
内国田地の荒廢せざる様夫役を省畧し器械を製造して
人民を生むるの業今日の急務と奉存候事

三月

大垣侯届書

當月八日武州羽丹生村辺ニ歩兵屯集の由ニ付薩州長州
并弊藩人数為ニ作候繰出ハル処築田宿ニ集り居ハル付一同
出進翌九日朝六半時過より及砲戦九時頃迄ニ賊徒尽く
敗走討取分捕等も多分有之趣急便を以テ申越シ於テ出先

此總督此本陣へも此届申上リ趣ハハ此座ニ得共此段不
取敢此届申上リ以上

三月十七日

○ 土州 薩州 因州 長州 大垣

右甲州勝沼駅武州羽丹生村両所ニおいて賊徒屯集砲銃
を以テ要地ニ據り官軍を相抗シル処勇戦を遂げ忽ち掃
撃シ及ハ殊ニ初戦の儀三軍の気鋒をも興シ現地の情定
達シ敵向此満足シ此思召ハ猶此上精忠を擢テ速ニ賊
巢令平定可奉レ安 宸襟旨ハ仰出シ此段戦士へ可相達
此沙汰ハ事

三月十九日

雜說

四月十四五日の頃亞米利加飛脚船に乗り殖民の為亞米利加国へ至るもの三百人許皆外国人に雇をれりよて給金を一月五ドルラ五十年を期とに或る日本医者書生も乗組よりよて評判よハ猶此上追々送り遣らんとて人を集め居るよあり

題名らに

5 友人らに

君が多め身を尽してむ難波うらあーうるるれとーやありとも
或曰中嶋三郎即の歌

○ 奥州福島へ四月十七日迄は仙臺より凡二千程の兵繰出し相成勅使ハ廿一二日の頃福島着成滞留と中噂近く白川まで人数繰入相成由

中外新聞外篇卷之二

慶應四年四月

各藩歎願書

此願書ハ小田原侯佐倉侯を始四十三藩の重臣を以て三月二日 太政官弁事所へ奉りといふ此文慶應四年の諸聞集に記し有ハ爰に略ん

○ 無題

作者不詳

血淚凝成一篇字孤臣哀苦萬重深精誠聞説透金石 聖主何况天地心
或曰櫻藩依田朝宗之作
右哀詐の為め上京し付ての作のよし

○

去る二月廿日會津侯国許へ登足の節上野水門前三橋の

迎よて下乗山門の方へ向ひ良久しく遙拜せ致家來共ハ
悉く下座罷在其後出立相成以上野辺通行の者并は市中
の輦ら不覺感涙を流し

述懐

作者不詳

自古英雄多數奇胡為大樹棄連枝斷腸三顧許身日揮淚南
柯入夢時萬死報恩志未遂半途墜業恨何涯暗知氣運推移
去月黒橋頭啼子規
或曰會津侯之作

○鈴木縫殿持參 勅書の由

一先年以來

市沙汰の趣も有之に処贈大納言の遺志を失先代譴
責の奸人共致叠用加之徳川口口諫争の道も不行届今
日の次第に至り如何に思召し速に鈴木石見市

川三左工門初奸人共加嚴罰忠邪の弁を明し藩屏の任を
不失様處置可致 市沙汰の事

○

成瀬集人正

竹腰 龍吉

今般一新に付可為藩屏の列に 仰出に事

但し是迄取扱来り国政向難手放儀にち其旨領主へ
願立可申に事

尾紀水三藩附屬五家の輩已來可為藩屏の列に事

○持平論

天下の勢たとへば權衡の如く其平を得ざれば治まらば
前より徳川氏獨り政權を專らよせしむる其勢過重なり故
に諸侯多く之に服せし徳川氏も亦自ら其非を悟りて王

政復古の事あり之より輕重宜しきを得て国政大に治るべき機會ありしを惜哉日本開化未と足ざる故もや所謂三藩成者倣し政權を擅しせんとするの心を生じれば畢竟正月三日の戦争を生じり此戦ハ元來三藩の専横より起りしハ有と其勝利を得しハ日本の幸也如何とあれバ徳川氏若し勝利を得バ其勢又従前の如く過重に至るべきと必然なれば之に扱徳川氏敗退の後三藩の勢過重に至るハ自然の理に去と此時三藩の徒退て政を修め盈を持し滿を保の心あらバ亦善く其平を失ハざるべきに更し其心なく勢を乘して関東を劫奪し至りしハ平を失ふと最も甚しき也此後如何成行べきや我が知る所も非かと雖も姑く理勢を推て之を察するも三藩の

徒此上猶徳川氏を削殺し東方の士民を凌辱せんと欲するに至らバ其勢過重に堪へば自ら破れんバ必も會津の爲に破らるべし現在會津の兵防戦の企有よし會津ハ地峻人勇世の知る所之三藩之を伐つと雖も強弩の末恐くハ之を破るを能ハざらん試し問ふ三藩果して之を破るを能ハせんバ如何答曰三藩ハ過重の勢を失ひ東方ハ過輕の勢を復し大勢平均して再び日本の大に治るべき機會あらん是れ我等が国の爲に希ふ所也又問三藩の力能く會津を破らバ如何曰く其勢遂に日本国中を鉅制するに至らん然むとも是を天下を治むるの道に非ば且つ外国交通の世に在りてハ決して行ふべからざるをあり我いまも禍乱の底止むる時を知らば

○題しらば
よみ人しらば
よし野山ふる木の櫻過し世をまゝと見んこと花やかた
しむ

中外新聞外篇卷之三
慶應四年四月

○太政官日誌の内抄出

總裁
有栖川師宮

副總裁 議定
三條大納言

同
岩倉右兵衛督

輔弼 議定
中山前大納言

同
正新町三條前大納言

顧問 參與
當分外國事務掛兼 小松帶刀

同
同
後藤象二郎

同
同
木戸準一郎

同
同
東園中將

同
同
坊城待從

同
同
松尾但馬

同
同
松尾伯耆

同
同
十時撰津

同
同
神山左兵衛

同
同
毛受鹿之助

同
同
田中国之助

同
同
生形三郎

同
同
菱田文藏

史官

○神祇事務

督 議定

輔 同

同 參與

判事 參與

權 同

同

同

同

○内國事務

督 議定

輔 同

白川三位

津和野待從

吉田待從三位

平田大角

植松少將

谷森田舍人

樹下石見守

交部雅樂

德大寺大納言

越前宰相

岩倉待從

秋月右京亮

中川對馬

辻 將曹

廣沢兵部

大久保一藏

中根雪江

青山小三郎

土肥謙藏

五辻大夫

玉松 操

山中靜逸

權 參與

同

判事 同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

○外國事務

督 議定

輔 同

權 參與

同 議定

判事 參與

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

山階宮

宇和嶋少將

東久世前少將

肥前待從

岩下左次右工門

町田民部

五代才助

寺島陶藏

伊藤俊助

井関齊右工門

井上聞多

○軍防事務

督 議定

輔 參與

權 參與

判事 同

同 同

同 同

同 同

○會計事務

督 議定

輔 同

權 參與

仁和寺宮

烏丸侍從

吉田遠江

吉井幸輔

津田山三郎

土肥典膳

中御門大納言

安藝新少將

長谷美濃權次

判事 同

同 同

同 同

同 同

同 同

○刑法事務

督 議定

輔 同

權 參與

判事 同

同 同

同 同

戸田大和守

鴨脚加賀

三岡八郎

小原二兵衛

石山右兵衛權介

近衛新前左大臣

細川右京大夫

五条少納言

溝口孤雲

木村得太郎

土倉修理郎

○制度事務

督 議定

輔 參與

權 參與

判事 同

同 同

同 同

鷹司前右大臣

堀 右京大夫

松室豊後

福岡藤次

井上石見

○

總裁職 月金千兩

議定職

月金八百兩

○

參與職 月金五百兩

○會津へ給むり

たやたうらさる世よ武士の忠誠此心をよるこひてよ

辰辰翰よ添へ給ひし御詠の由

免る

や已らくもたけき心も相生の松ハ落葉のあともさうえ
ん
もの、ぬと心あをすいていをもつらぬきてまゝ世く
のおもひ出

中外新聞外篇卷之四

慶應四年四月

〇六侯建白書

臣等謹て按りて古の能天下を定む者ハ必先天下の大
勢を視て緩急機に從ひ處置宜きを得り故に唯切徳の一
時又光被るる己からば萬世不拔の業是に於て相立は今
也 皇上始て大統を継せむは政權又一に歸り凡百の

宿弊も更始一新し天下の百姓目を扶ひ治を望み秋也即
在 朝の百官自ら奮發し内ハ 皇上の徳化を輔け奉
外ハ 皇威を万国に徧べ臣子の分を尽さん事を欲せ就
中今日の急務ハ 皇國と外國との交際を講明せしめて
不叶儀に奉存し近頃 朝廷始て外国事務の官職に設其
人を以て撰挙し遊専力を以て天下の人をして方角
を以て所を知らしめむはんとす 此趣意にて 皇威を万
國に赫耀せしめむは此時に可有之と不堪感銘奉存し乍
併古語にも人心不同ハ如面と申して在上在下の人未各
一區々の議を執て疑念なき事不能又或ハ漢土人の如く
自ら尊大にして外國人を禽獸の如く蔑視せしむ共終に
ハ彼に打負け却ては驅使し振に成行は覆徹を踐に至る

へきりと甚憂慮仕り依て熟考仕り処今日先務ハ上下
協同一和し宇内の形勢を弁たべし皇国の一方孤立し
世界の事情は不達只偷安を以て志とし荏苒衰微を致し
彼が為し制せらるべき次才に至ると外国の他邦は航行
し衆善を包取氣運日くは開け政治文明兵食充備し天下
は縦横致し正を比較致見しへは盛衰の原由も判然相分
可し我も奉存し元より脅懲の重典も無之てハ不叶儀は
しへ共控御の術其方を得しへは遠人も懐き服し道理は
てを無罪の人を脅懲致し訊しハ無之中古朝廷もも玄
蕃の官を置せしひ鴻臚館を設け建いて遠人を以て綏服し
版ハ事も相見へ其後天正慶長の間ハ蛮夷共屢西国に
渡来交易致し若其来港不致節ハ大將軍より書簡を遣し

催促し猶遅緩し及し時ハ此方より大軍を發し攻撃し及
ふべきおそし越し儀も有之し處島原の一乱以来始て
幕府より鎖国の令有之し乍將漢土和蘭に於てハ猶交易
差免しへハ一切外人ハ攘ひ斥しと申訊しハ更も無之
処近年攘夷の論盛し相起り諸侯の内偶攘斥致しも有之
しへ共素より一藩の力を以て不可為ハ論るも不足且先
年幕府より十年を期して成功を奏し可申杯申上りハ陽
し其名を假り陰し其私を行ひし詐術して先帝日夜
此苦慮し為遊し此儀とハ同年の論も無之奉存し然れハ
今日皇国の衰運を挽回し重威を海外に耀し奉りし儀
ハ万々一力両断の朝裁を以て并蛙管見の辨論を去先
在廷樞要は方々よりは豁眼し此為成上下同心して交際

の道無二念閑々せられ彼々長を取秋短を補ひ万世の大
基礎は相据ひ様奉專禱ひ仰き願くハ 皇上のハ英断能
く天下の大勢をハ觀察ハ為遊是また大羊戎狄と相唱ハ
愚論を去漢土と齊しくハ為視ハ 朝典を一定せられ万
国普通の公法を以て参 朝をモハ 命ハ様ハ賛成ハ為
在其旨海内へ布告して永く億兆の人民をして方向を知
召多ハ度を偏ラ奉懇願ハ誠恐誠惶頓首頓首

二月

越前宰相

土佐前少将

長門少将

薩摩少将

安藝少将

細川右京大夫

方今外国の事情ハ洞察ハ遊ハ処世態变革一朝の儀ハ無
之ハ 知食ハ隨てハ別紙列藩建言之次序モ有之ハ条
献言の通 ハ決定の思召ハ間為見ハ下ハ事

右

坊城侍從殿

東菴中将殿

ハ達相成ハ由

○

- 一 兵器素唯城地を守るのみあらば 皇国守衛の基本ニ
て極めて重器ニハ条暫くハ託ハ下度奉存ハ事
- 一 江戸城ハ神祖撥乱向化の基地ニ若是を失モ、根本を
絶つよてハ極寛の 恩典を以て存有奉願ハ事
- 一 八州及駿遠参ハ神祖局箭汗馬の大勲ニ依て天賜ハ人

與レ以テ所ヨリ掌握ノ基地ニ以テ何レ卒極寛ノ 恩典を以
て家名相續ノ者へ永ク此 下賜度奉存ノ事

統テ臣等一同冒死恐惶微衷を露シ奉歎訴シ二大事有
之レ一も筆舌ニ擧ル事ニ不忍者一ハ臣等が死所を不知者
是也其旨趣ハ當正月の度吾内府一旦 渥恩を失ヒ隨テ
燦腸の忠頓ニ消シ銷金の議交ニ起リ 公武三百年の恩
義忽ち破れニ及ル事天々人々之を何ト言人那の退職
の表清側の奏皆是去私憂國輕身崇 皇の旗ニ慶喜何レ
國を忘ん慶喜何を 君を忘ん人或モ之を叛ト言共明神
煌ニ巖祇赫ク日月未地ニ墜セよレや百口人を証スも豈
神を可欺哉豈天を可欺哉討ノ勅ハ 天皇ニ討ルハ吾
君ニ將ス 勅ニ従フ事を成スんル將ス君を衛ル事とを

さんニ是臣等が死處を不知所ニ昨今の 勅裁ニ依ルバ
暫ク是を 内寛典ト言ト雖モ到底吾君主身を容ルの地
も惑ヒ且其城地衆臣ノも保ル事を不得時ハ畢竟凶滅ニ
隣をと可レ言也此際臣等如何ニ口を噤シ坐視スるニ忍ビ
人ニやよレや今日ニこそ勢ニは押無明屈抑ニ終ル事も何れ
千歳ノ後議論一定事理明白ノ時ニ於リて君子ノ臣等を解ス
屯者是を何ト言人將人ト言人乎將大彘ト言人乎抑吾
大日本國ハ 大直靈ニ成ル 神國ニ掛マくも 天皇
下民を撫御スるや慈育を準ト臣子ノ上長ニ敬事スる
や忠実を重ト以テ是これを以テ 神國ト言也今や 天
兵降東ニ於テ吾神祖天大ノ功勲泡沫ニ等シく今や大樹
凶滅ニ方リて曾テ國難ニ殉スる者を見スハ是ハ一ノ孝子

あく一の忠臣無也然者則只獨東武衆臣の愧のこからん
や慈育忠孝共ニ絶無ニ殆く之を存して国存しと言ん
も亦過たりと不可為是臣等と言ひ忍びざるを犯し言ふ
所より其死處を不知此ニ基てる所以也且夫れ人孰ら
天皇を尊び奉らざらんや人孰ら 勅を畏み奉らざらん
や又人孰ら死を怖からんや人孰ら生を愛せざらんや然
共而も死を怖れ生を愛せばして其言ふニ不忍者を犯
そハ何そや國よりしてハ大直矣ニ背職よりしてハ忠孝を絶
ニ忍びされバ也嗚呼道ハ国の至重ニ忠孝ハ国の至寶也
青大白日の下如何を大彘の行をなれニ忍び人や嗚呼吾
天皇を 神よてまゝゆれ父母よてまゝゆれ所をれ曦光
覆盆よ及の 極慈極恩をめぐらしせられ近くハ臣等が

訴ふる所なきの苦衷を照鑑させられ遠ハ創祖家康が功
業を省み合させられ格外無比の恩典を以て如願 依勅
許成下家名相續千秋万歳以忠孝奉公掛ましくも畏くも
君臣水魚の恩義始終貫き遂に様仕度臣等文に臨て此墨
此涙なるを知らば冒死恐惶奉 奏聞

東武旗下干城臣一同

無題

青眼外史

公門議事引羣賢有計不聽還赧然嘗道文章堪自用元來未
熱說難篇

中外新聞外篇卷之五

慶應四年四月

○江戸表公議所取建

右布告ハ慶應四諸聞集ニ認め有ハ爰ニ略シ

○三月廿三日對州侯へ取達相成リ書付ニ通

今般

宗 對馬守

王政ハ一新総て外國取交際ノ儀於 朝廷取扱ニ為在
以テ付テハ朝鮮國ノ儀ハ古ヨリ來往ノ因柄益々威信を
以テ為立ニ 亦肯趣ニ付是迄ノ通兩國交通を掌ル様家役
ニ命テ對朝鮮國取用節取扱ニ節ハ外國事務輔ノ心
得を以テ可相勤ル余ニ 仰付テ亦國威相立ニ様可致尽
力取沙汰事

但王政ハ一新ノ折柄海外ノ儀別テ厚ク相心得取弊等
一洗致シ此度取奉公可有之ニ事

宗 對馬守

今般取廢幕府 王政ハ一新万機 御宸断を以テ之ニ 仰
出ニ付テモ今後朝鮮取扱ノ事件等總て從ニ 朝廷可
仰出ニ余此肯朝鮮國へ可相達 亦沙汰事

三月

○題しらば

午女人しらば

むら雲ノカ、浮世モ今志を、ヤカテ晴カ人天津神風
○あるとき

みさ哉

世ノ中ノ歎を志モ、身ニ木ヒテ行ス人君そあそれ此君
○尾州老侯正月廿日帰城左ノ通仕置有之事

高二千五百石

元年寄

渡辺新左工門

高千五百石

元用人

榊原甚解由

高千二百石

同

石川内藏允

高八百石

右手筒又

塚田惣四郎

高千五石

寄合

寺尾竹四郎

高七百石

元中奥小性

馬場七左工門

高三百石

安井長十郎

右年来茂曲の處置に付

朝命に寄死罪賜もの也

高三百石

隠居

元側用人

武野新左工門

高六百石

同

元番人

成瀬嘉兵工

右年来志不正に付死罪賜もの也

高四十石

寄合

横井右近

高七百石

同

沢井小左工門

高二千廿石

元用人

横井孫右工門

高三百石

同

林 紋三郎

右志不正に付死罪賜もの也

元以来寄隠居
從來不正に付蟄居
水作付に

父の罪に付三千二百石内
千六百石減高隠居

丹後守時用人

鈴木丹後守

右同断三千五百石内
千七百五十石減高隠居

豊前守時寄合

成瀬比佐之丞

隠居孫左門罪科に付
持高内千石減高隠居

寄合

横井孫四郎

同断七百石内三百五十石
減高隠居

小左門將

沢井録助

心得不宣に付蟄居持高三千
五百石内千七百五十石減高

寄合

大造寺主水

心得不正に付
蟄居

五十石

千村平右工門

同断

四十石以来寄
書院番人

瀧川伊与守

思召隠居

書院番人

加藤五郎右工門

同 同 同 同 同 同

壽操院様用役

本間太左工門

元中奥

本杉録之丞

同

松井市兵工

同

若井鋏吉

同

天野義兵衛

進 八郎

實父武野新左門
罪科存徳居

高百五十石

谷倉越之助

右正月廿日京都より尾州へ帰着同日直よ夫々仰付之

中外新聞外篇卷之六

慶應四年四月

○附言

我會社にて此度編輯せし中外新聞外篇ハ古き新たる

雅なる俗なる公私取交せ何よても見すにつけ聞よつけ
得るよ後ひて筆記したるものあれハ紀事の順序定らさ
るとの之看るとの直く其事情と其時日とよ心を用ひて
前後新古の區分を會味し錯乱有と咎むる事なく又ち新
聞の新々ならざるを以て名に應せむとよ小事勿れと
云尔

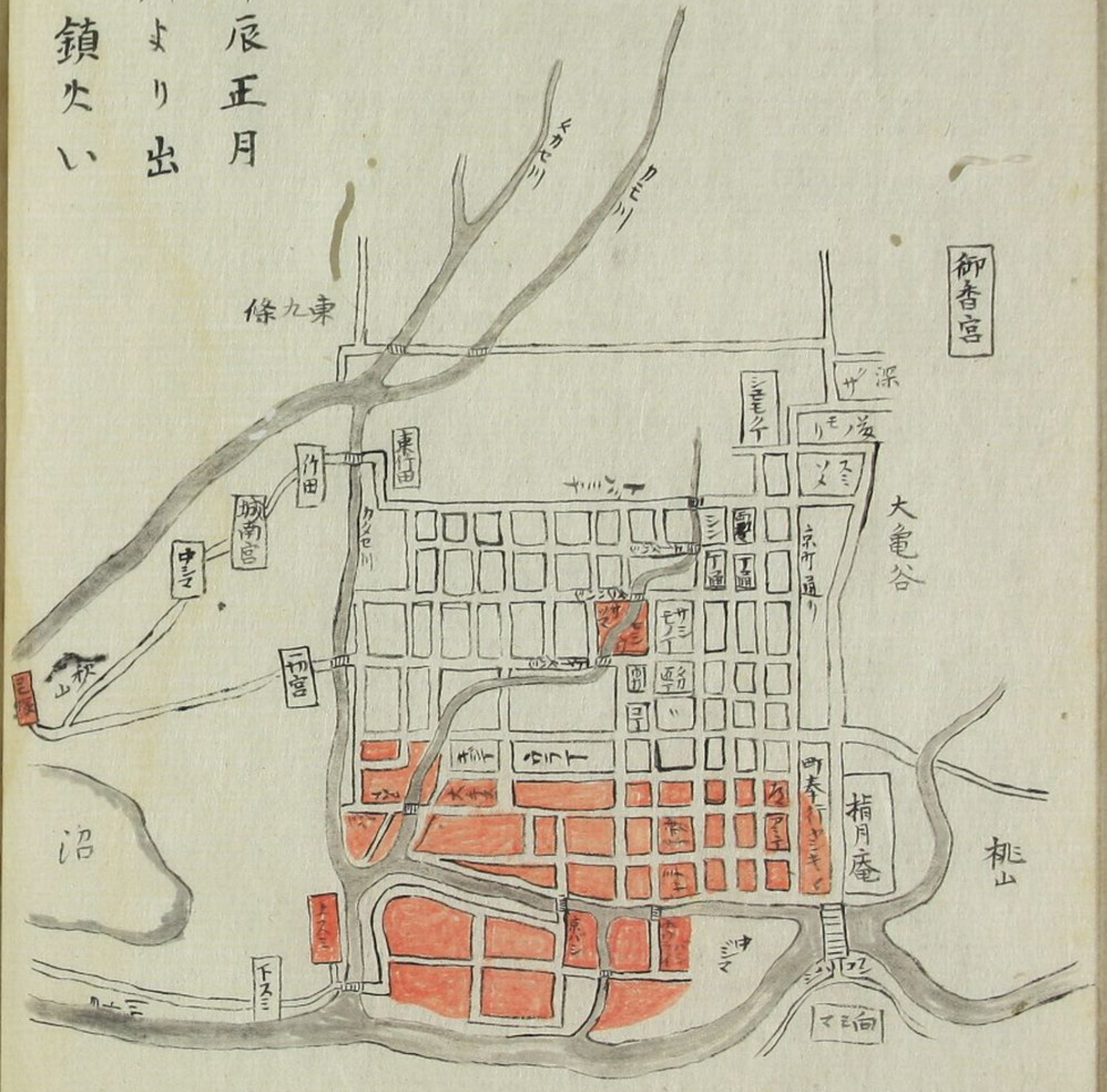
四方同好博覧の諸君何よらば奇文珍説を得ハ屯ミ
やうよ余が會社に報告してたかひよ同好の意をたの
しましめん事を無尽藏主人大いぬかりよる人

慶應四閏四月

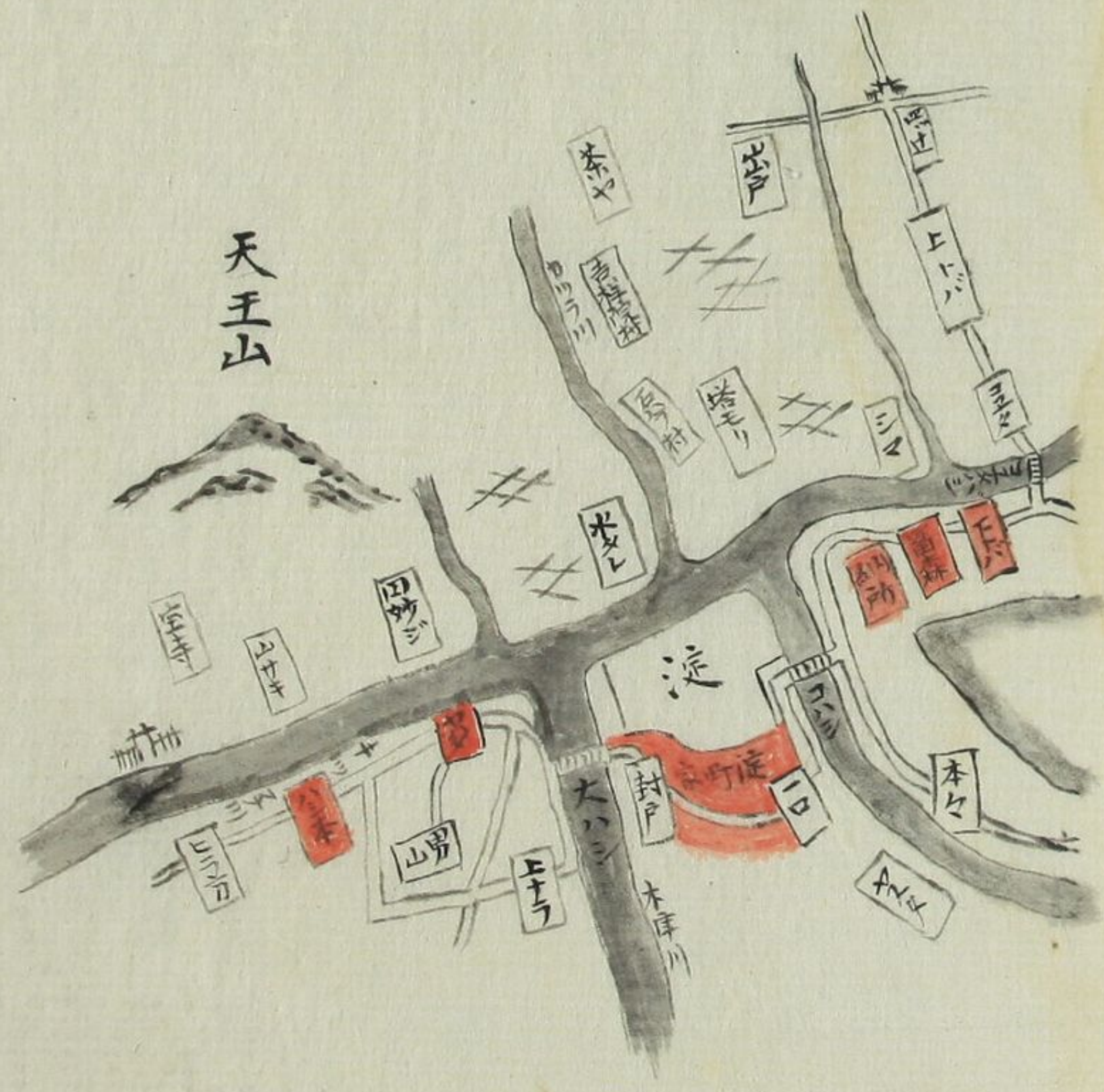
無盡藏會社

○城州伏見其外所々合戦出火の圖

慶應四年辰正月
 三日申刺より出
 火同日鎮火い



同日五日淀出
 火同日鎮火い
 伏見下鳥羽横
 大路八田其外村
 々焼出家數凡五
 千百十六斬土藏
 九十二ヶ所寺院
 十ヶ所神社三ヶ
 所あり



○慶應四年正月九日出大坂商人よりの来快書抜
 正月三日大坂方多人数伏見へ掛り京都表へは越相成以

途中此番所より於ては相答ひ處 御所へ歎願し罷出由
は相答ひ間然ハ飛道具を預置罷出由様にと彼是論判中
薩長土より無法し登砲仕合戦暫時の由より得共昨七
日よ及び見物として罷越り得ハ歩兵又士分の死骸三百
人計有之其餘死に仕者も多分有之由
翌四日朝鳥羽横大路辺の合戦ハ大合戦し由座は左京方
ハ薩長土の三藩大坂方ハ歩兵會津桑名高松松山等の兵
隊より鳥羽横大路淀辺に土俵又ハ四斗樽へ土砂を盛り
入楯より致し相構居り苦戦致し得共大敗走して鉄炮大
砲玉藥等多分捨置退軍し相成中由
鳥羽横大路富の森ありご村淀辺に大坂方歩兵同差因役
其外士分の死骸由座に就中鳥羽富の森ありご村辺の戦

大合戦と相見へ死骸沢山より由座に
淀落城仕由由中上り得共由城を無別条城下不殘焼失仕
由間此段問合ひへハ殿様ハ江戸詰りて由得共家老始在
城の一家中不殘京方不降参仕由依之別条無之由當時由
城へ由室宮様其外由堂上由三卿様方副將より日月の由
旗を由守護有之由陣取は為在由大坂方一昨六日敗走海
道筋へ放火仕大坂へ不殘引取中由依之京方先鋒薩長土
細川侯人數由警衛より出張有之由其外備州阿州の人數
由固め嚴重し由為成由 徳川内府様ハ昨八日由軍艦より
て由帰府と中事諸兵隊ハ昨今日の問より不殘紀州へ由引
上げ相成中由

○次青眼居士韻

三泉居士

欽君為國起諸賢無用吾曹便泰然
小院沈々春晝永牀頭笑掩十三篇

○題しらに

島村利鎌

つひよかみされそめくハ
つらきもらけくよつ民くさい
つらきむ

○京師へ遊学せし或一書生より書翰書拔

去る二月廿日江戸出立道中無滞
三日駿河府中宿一泊の葺橋本柳原
兩鎮撫當宿迄下向の確説承知い
し同廿四日藤枝の宿よて薩長の人
數洋服を着し手銃を携へ東下
せりよ阿比日坂よ至れば紀州の
勢取中よ充滿に掛札皆由親征
所用とありし有之廿五日掛川を
発し袋井よ至

る肥後備前の兵充滿に天竜川を渡
りし時兩鎮撫の行軍よ逢ふ錦の
直垂よ立烏帽子騎馬よて藤堂の
兵之よ従ふ皆赤地の錦の短冊を
以て袖印とし白よ黒く菊の紋を
染出したる旗二三流を持せり濱
松吉田の兵を見送りとして之を
護衛を鎮撫の後よ一の箱を荷ふ
即ち鎮撫總督清朱印と記し有之
同廿六日今切の渡しを過ぎ吉田
駅よ至り爰よ親征の大都府有栖
川帥宮熾仁親王本陣を去へり
て筑前の大兵之を護衛を甚嚴重
に往來の士人を探索する事亦嚴
敷に張番を三宅備後守の兵之御
本陣ハ菊の紋付たる紫の幕を引
渡し錦の旗三流を立ちり廿八日
宮よ至りし風極風うらげし舟を
出さば己を得て一泊し漸く晦日
よ京師へ着に此日英人參内を許
され其

旅宿南禅寺より三條の堰を過る時突然として一人の男
子出来り刀を振ひて英人四五人を傷付又警固の武士數
人を傷付たり英人の深手を死にも至るべしと云ふ男
子ハ事の成るによりて自殺して死を警固の士其首を取
り去る此日見物のとの郡集せしむる其騒き名状をべら
らばと云く

中外新聞外篇卷之七

慶應四年閏四月

○君上へ高田便建白書

微臣政敬謹て奉言上は今敵の此大難其原由顛末ハ織委
承知不仕はへた今日の場合に至り驚愕悲痛日夜号泣
不堪は右ハ市上洛の先供の者如何の行違より突然戦争

の事及ひはる全く粗暴過激憤懣不堪より兵端を開
きはるも可有之其故ハ若し兵力を以ては歴倒は遊はは
心慮元よりは為在は美よりそハ堂くくる徳川家の此大
挙正大高明は天下ハ檄を市傳可は遊然る上ハ仮令三才
の童子と雖も義舉するを知て以て令せばして難は趣き
踊躍して死に投むるの機は衆し奇正應援山陰山陽の
手配は廟算は確定は為在はては發は可相成ハ必然の美
は付此度の如く一挙にしては冤罪は為負は格の市儀ハ
有之間敷と奉存はハ今敵の一条ハ定て真の市思召よ
り出は後ハ有之間敷偶然の行違より相登は事は可有
之を奉存は乍併今般不料は近畿は於て騒然は為惱宸
襟は事はも立至り既は征討の宜旨もは下は次才は相成

此ハ全く先供の考号令嚴整明肅不成より如此場合も
立至りし美して深くは為對_二天朝_一はてもは為恐入_二儀
と奉存_二儀_一曾て江戸に於て重役の者へは達_二の_一奏聞書写
并に坂城に於て戸川伊豆守より承り来_二の_一奏聞書等の
趣にてハ只偶然行違より相登_二の_一兵端も有之間敷哉共
推思仕_二の_一廉も有之恐懼戰栗不堪悲歎至_二奉_一存_二の_一抑去_二了_一冬
十月に政權 朝廷へは帰し且は辞職等の事件ハ誠_二に_一千
古の_二の_一英断して宇内の形勢は洞察_二の_一遊_二の_一上皇國々万国
と並ひ立皇威を海外に輝しは遊度との_二の_一深慮は誠意
よりは為_二の_一出_二の_一儀ハ万々無疑美_二の_一座_二の_一且旧臘に於て断
然大政变革は仰出_二の_一砌も自然輕輦の過誤よりして輦下
騷擾_二の_一相成 清和冲の天子は為_二の_一悩 宸襟にてハ深く奉

恐入との_二の_一憂慮よりは下坂の_二の_一潜居の_二の_一處置を實_二の_一神祖
以来尊 王_二の_一恭順の思召は_二の_一継述は_二の_一在_二の_一儀と是亦奉_二の_一感
服居_二の_一儀_二の_一座_二の_一然_二の_一處今般東西の_二の_一変異相登_二の_一其餘万
々思召_二の_一不_二の_一為_二の_一應_二の_一儀共有之深 皇國の_二の_一為_二の_一心勞_二の_一遊
ハハ_二の_一充至極不_二の_一為_二の_一堪_二の_一憤懣の_二の_一儀ハ奉_二の_一恐察_二の_一得共_二の_一政
權先達_二の_一の_二の_一帰且_二の_一職掌も無_二の_一之_二の_一美_二の_一付_二の_一知_二の_一冲の_二の_一聖断を以
ては沙汰の_二の_一趣_二の_一ハハ_二の_一免も角も君雖_二の_一不_二の_一君_二の_一臣_二の_一不_二の_一可_二の_一以_二の_一不_二の_一臣
の_二の_一節を尋行し 皇國の_二の_一為_二の_一不可_二の_一然_二の_一美再_二の_一三再_二の_一四_二の_一忠_二の_一諫_二の_一は
遊_二の_一万々_二の_一一_二の_一謹_二の_一責有_二の_一之_二の_一共_二の_一所謂_二の_一天皇_二の_一聖明_二の_一臣_二の_一が_二の_一罪_二の_一當_二の_一誅_二の_一の_二の_一場
二_二の_一は_二の_一為_二の_一在_二の_一飽_二の_一迄_二の_一の_二の_一恭_二の_一順_二の_一の_二の_一誠_二の_一意_二の_一を_二の_一尽_二の_一し_二の_一寧_二の_一静_二の_一し_二の_一て_二の_一時
を_二の_一待_二の_一遊_二の_一猶_二の_一幾_二の_一重_二の_一し_二の_一の_二の_一忠_二の_一諫_二の_一可有_二の_一之_二の_一歟_二の_一何_二の_一柝_二の_一の_二の_一忠_二の_一諫_二の_一は_二の_一遊
以て_二の_一彌_二の_一の_二の_一忠_二の_一諫_二の_一の_二の_一道_二の_一相通_二の_一兼_二の_一神_二の_一の_二の_一危_二の_一き_二の_一累_二の_一卵_二の_一に_二の_一迫_二の_一り_二の_一も

皇親公卿の内正義の由方ハ勿論六十餘列の牧伯ニ告て
一同匡救扶持は遊レの方ニ可有之而して奸臣猶權を弄レ
政綱を紊レはレ時を量り勢ニ乘レ伊勢の由宗廟及列聖
の山凌レはレ為レ告 神勅を奉レ天子隨レ人ニ應レ大義拳
を登レ天下と共にニ有罪ニ臨レ断然君側の奸を拂レせら
れゆり、日を刺レして由成切可レはレ在レ然レるニ若レ其罪
愚曖昧人心の向背未レ定らざるニ由憤懣の餘り輕易ニ
事ニ在レ為レ奉レしてハ由素心ニおいて一毫の由私意不レ為
在レはレも其處置當然を不レ為レ得且當時の政權由職掌も
なくして妄舉の形ニ相成レりレ只事の成と不成とのみ
からば幾許の生靈肝腦地ニ塗レれ衆論紛レ人心怖レ畢竟
はレ為レ惱 宸襟レのみよて 皇国ニ於レて寸功尺益も無レ之

一朝よして乍恐由祖宗以來尊 王恭順の由主意今般由
一身の由挙動より蕩然地を拂レ巖然ニる徳川氏の由宗
社危急且夕ニ迫レはレ哉と實以悲歎泣血言語ニ絶レ手足の
措処を知らざる由次第ニ由座レ且當時海外の諸国入港
外ニ交際を唱内ニ覬顧の念を蓋レはレ哉も難計折柄由国
内ニ干戈を動し其弊よりして 皇国大害を醸レ成レ自
是乱階をレ開レはレ相成レてハ 天朝ハ勿論由祖宗以來
の由神灵へはレ為レ對由面目も無レ之ニあらば千載の下迄由
罪名をレ為レ受レはレ哉と憂苦悲痛の至ニ奉存レはレ仰レ願レハ
皇国の由為レはレ反省由悔悟はレ為レ在速ニ 朝廷へ由異心
無レ之段明白ニはレ仰上顯然由謝罪の廉由立レ遊レて神祖
以来の由宗社幾重ニも由保全の処由熟慮レ遊レはレ奉懇

願ひ幼年不肖の私右極の美り上りハ僭越^ヒ恐懼の至り奉
存^レ以得共先祖康政以来無量の由洪恩を感戴仕其子孫
る^レとの此大難^ニ臨み不肖を憚り罷在^レの場合^ニ無^レ之切迫
悲痛の餘り敢て奉言上^レ以誠恐誠惶頓首謹言

○行幸^ニ付ての由布告

今度由一新万機從^ニ 朝廷^ニ仰出^ルに付てハ 皇国内遠
近とある蒼生安堵致^シ極日夜^ニ憂慮^ス為^レ在断然^ニ由親征
行幸^スに仰出^ルに猶海軍整備 天覽^スに遊^ル関東平定の上ハ連
に還御^スに為^レ在大^ニ 列聖の神靈奉^レ安度深重の思召^ニ付
上下心得違^レ無^レ之極銘々相勵可^レ尽^ル其分^ニ由沙汰^ル事

三月十五日

但億兆の君たる 天職を^レ尽^ル由親征行幸^スに仰出^ルに趣

委^キ由趣意を不^レ弁 朝廷の由上を奉^レ按^ルに故^レ或ハ一
家の盛衰目前の業を相考^ルに故^レ欽全体の由危急を不^レ知
種々浮説を^レ唱へ彼是疑惑を生^ルに僕も有^レ之我^レに相
聞甚^ニ以如何の事^ニに奈^レ末々迄急度安堵いた^レし生業を
可^レ営^ル事

○失題

作者不詳

泣^キ歛^ル血腸^ニ隠^ル草^ニ門^ニ知^レ不^レ道義素心存^ル他^ニ年^ニ風吼^ル雲奔^ル後^ニ天^ニ羊^ニ應^ル
懸^ル月^ニ一^ニ痕

○此^レの形勢も隅田の堤^ニ来^テ見^レれば老若いと賑
しくを^レ所^ルり^ルる

よみ人^ニしら^レぬ
たちのい^テう^レ此^レ世^ニを^レな^ルま^ルく^レせ^ルり

○京師會盟の成

上の議事所に於て 皇帝陛下臨御列侯會同三職出座衣冠如例座配議事式の如くを但下の参与の者末席に列座を 總裁職盟約書を捧けて讀之 御諱并に摠裁名印既に存在 列侯拜聴座に就く摠裁職盟約書讀終り議定諸侯一人中央に進み名印を記し本紙を出せ列侯同く此盟約の式終り列侯退く次日約書の写を以て天下に布告す

盟約

列侯會議を興し万機公論に決すべし
官民一途庶民に至る迄各其志を遂けて人心を以て倦ま
からしむるを欲す

上下心を一にして盛人よ經論を行ふべし
知識を世界に求め大に 皇基を振起すべし
徴士期限を以て賢才に譲るべし
右の条に公平簡易に基き朕列侯庶民協力唯我日本を保
全するを要し此盟を主する事如斯背く所ある事勿れ

年 月 日

御諱

總裁 名印

議定諸侯同

列侯 同

○横濱新聞タイムス第百四十一号抄記

第五月第八日及ひ第九日 即我四月十六日の頃南方の兵
テヨウシユウ、サツ、トサ、トダ及ひヒコ子 摠勢凡八百人

程北方の兵(ア)にツ及ひトクガワロウニシ)より置きたる
伏兵は落入り其手續ハ北方の兵敵の進行する路傍の
麦畑に凡十五百人程埋伏して敵兵其処を通か、り、
時突然と起りて劇しく發火したるに故は南方の兵多く
死傷して遁る者僅に二十三人といへり此戦ハ江戸よ
り北の方より當るツクバ山の麓に於て起りたるなりと
當時我が聞く処にてハ南方の軍大挙して後詰めのため
東下せる由併し北方の兵ハ強ち江戸を取返さんとの企
もあし如何なる故もや

我等新聞の作屢々日本国平定の事を論を其法他あり慶
喜公を許して御門の政事密談所より推挙し會津の罪を
全く除く事よ有べきに然と共方今南方と北方との勢互

に相募りて既に高議和熟せる事ハ殆殆ト平行届りたる程の
形状に成行たり日本人民の爲に豈嘆せざらんや

○

此度朝廷の評議官ハ總裁監督の兩職及び附属の役人よ
り組立らるるなり
第一の總裁ハ英國に於る上席の「ミニストル」に當り其餘
の總裁と言ハ其局々の總裁にして即英國の外国或ハ海
陸軍等の掛「ミニストル」に當るものなり
副總裁ハ總裁の次席にして職務に至りては同格に
各局監督の格席ハ總裁より稍輕くして其職務ハ殆と同
ト但し總裁ハ帝の親族にして即官方に蓋監督の稱ハ
其親族ならざるを以て區別せるのみ

各局附属の役人ハ則英國よて「ゼオニドル」セケレタリし
オフスタートと唱ふるよめは當たり

後藤達三 記

○或脱走兵隊の長より或藩へ告諭の文

是迄莫大の恩禄を賜り徳川氏衰微の今日に至り君命と
も乍中主家を捨 王臣と罷成一國は采地領国保有の術
を為し以て 皇国人倫の道は於て有之間委所業畢竟天
罪難遁以自今志を改め在陣の家臣等何れも脱走いし
諸事差回し随ひ徳川氏の為めは奉公いし以て寛大
の所置も可有之り得共獨後榮を計り躊躇いし以て於
て是上ハ 皇帝下ハ万民は對し人道未だ不滅事を可令
知以間理義熟考明日正九時迄は確乎不拔の答可令申聞

小事

辰四月 日

義軍府

○諭言一則

唐通居士録

或時鳥と獸との戦ひは蝙蝠ひそりて獸と心を通しけれ
ハ鳥のいくさまけより鳥共打より今ハ詮方なくと歎
く折柄驚出来りて之をまげまし杖此陣は有人ほどハた
めとしく思へといひて又けもの、陣は押寄せ此度ハ鳥
のいくさま勝よりかくて和睦しりし時かえはりハ二心
あり者として鳥も獸も之をいやし世の交わりを許さ
に何まはさへ白昼は出る事なれと戒め鳥のほをさを
をき取れれば今ハ志ぬらみのやぶれの根成物を着てや
ふし日暮は志のびさぬよふとハありあり其如く

人も一時の利運は迷ひて久しき中を捨つる時ハ世の人
まじろとまれ果ハ身をそこあふよも至るべしと我

○川路老翁六竅銃を以て自殺して死を其時の詩歌
いきかたり死うはり来て幾度も身を致し人君のた
めり

二荒や舟神も巧それとみそあそせつゆの木の身もつく
を真こゝろ

平卧病牀既四年、中風衰叟日潜然、君恩山岳難報、徒致茲
身歸九天

嗟嘆廟謀無可奈、朝昏泣血七十翁、兒孫為國以身殉、不愧汗
青盡寸忠

川路頑民齊聖謨

○題志らば

相馬胤秋

咲小ほふをれめうえ野のきくらをれあふきて見るとあ
みとありあり

或云此人四月下旬野州にて戦死せりと如何なる人よ
や詳よ知らば只此歌或人の所持するを写し留めぬ

中外新聞外篇卷之九同十子に入らば故後二得る事有ハ
未よ写にべし依て十一篇を續写に

中外新聞外篇卷之十一

慶應四年五月

○横濱新聞ヘラルド第三百三十号抄出

亞昆沁域の王セオドル討死の事

附より亞弗利加平定英軍退陣の事

メグダラより第四月十四日我^二三月の報告アビシニ一の
王セオトル軍門へ降伏せる事を嫌へるより英の將
軍シヨルロベルスナピール大に怒りてアルムストロ
ン砲^レモルタル砲及ヒ火攻等の設を為し一挙劇攻して昨
十三日遂にメグダラの府城を陥れしり此日一番手ハ
英国第三十三番のレヂメント隊よりして土工手一部其真
先に進み花々^レき戦を為せり○是より先セオトルの士
卒数千^レ人セレシの地より拔て兵器を伏せ事なく降参る王
セオトルハ残りたる僅の誠忠ある兵士と共に防戦し遂
に血戦中より自殺して死を此日英軍の方死傷僅に十五人
あり右の如くアビシニ一の王討死して亞弗利加全く平

定に至りしるバ英軍近きに凱旋あるべしといへり

○

英国より於て第四月廿三日より用金差出の會議在りガアロ
シニ一の軍費総高五百ガポンドステルリング^{凡我千八}
五百^二千と相定り其内二百ポンドステルリングを既に取
立相済残金を此度国内^ニ稅銀へ割掛りて取立相成ル事

○五月三日布告

市中巡邏の伎総て官軍方よりして致し付是迄仰付られ
以巡邏免^レ成^レル

右の通兼て巡邏は仰付置^レ以向々へ相連^レ以間可^レ以得^レ其意
以就てハ途中鎗小銃等相携へ往來致^レ以事

○大多喜藩歎願書

主人豊前儀當正月臣子の分不得止事徳川氏上洛前駐仕
ひより重大の由罪責を仰出千悔万悟菩提寺に閑居伏罪
謹慎罷在に奈私共又臣子の分手足の措所を失し号泣の
到り不堪万方歎願の道を相来に處漸く其場を得既去
四月中豊前血書并私共泣血の歎願状大総督様へ差出
し由落手相成りしに付僅し涸魚の滴りを得し心地し由座
に処今般由勅使様由下向の上豊前儀に追て由處分由
仰出に迄佐倉藩へ由預け且本城及び領地凶籍武器類等
悉く召上り旨に仰渡しに付謹て奉拜請にへ共此上由
處置の次方より寄り豊前家族飢餓に及びし由仁徳の儀も立
到り可中哉痛哭悲泣の外無し由座に何卒私共君臣切迫の
至情由了解に下置故織部正遺姪弘太郎へ家名如何振り

も相續に仰付豊前儀を弘太郎へ下し賜り微禄を以て相
養に振仕度泣血奉歎願に天地無外の由仁徳を以て私共
歎願の儀由採用に下置しに於てハ必以て勤王の实效相
顕しに微衷し由座に何卒由執成を以て格別の由恩典に
仰出に振只願奉歎願に以上

大多喜元藩

潤四月十三日

無罪臣下

総血判

○一步を退くるの論

當時王政維新一切万機御親裁の折柄天下不服の者ハ
六師之を討平し終に海外各国と並立せんと欲るハ古
今未曾有の盛挙と言べし乍去古人の言も一步を退き
事を為とり事あり又况や人を責るは易く己れを責るハ

難し人尽く聖人よ非を己とて過失有を免れん然るも人
を責る甚敷し失し餘力を不遺時ハ却て彼を激するの道
理よて意外の蹟有る者ニ當時新政府の人々各奮発勉勵
し王事よ執掌ハ中迄も無事なれ共一日万機庶務紛擾の
際必し一二の過失ありと言難し然るも閩東并會衆等
の慶置其情實を深究せし只 皇威を以て畏服せしめ人
と屯る時ハ所謂餘力を不遺者よて彼亦辨論抵議不得止
王師よ抗屯るよ至るべし左屯れば勝敗姑くさて置蓋國
の兵乱是より開け百万無辜の生霊をして肝腦地よ塗れ
しむるに至るべし豈是を天地覆載の大仁と可言や嗚呼
是を文明開化の政と可言や特し又是已あらば各國覬覦
我國よ垂涎する者比く是ニ若し我國の大乱よ乘し其望

を達せしむるよ至らば智者有と雖も恐くハ手を措事可
不能故又當今の急務ハ一時の私怨を去り万世の大義を
計り一步を寛め彼をして自悔の地を留めしむるよ有べ
し是所謂一步を退く者ニ或人曰然らば則閩東會衆等ハ
如何是亦専ら京師の過失己よ不可注目平心虚氣 皇國
の大利を可計又所謂一步を退く論ニ詩よ不云平兄弟閩
疆外禦其侮實よ今日の謂ニ或曰此書小野清五郎の作ニ
と然れ共未く其人よ面質せざれば真偽詳あらば

○無題

作者不詳

山河拳目不堪傷置酒新亭幾慨慷恠底諸公輕社稷滿城無
復一天祥

○論言一則

唐通居士錄

或翁市又出て馬を賣らんと思ひ親子づれよて馬を先よ
立て、歩行く程又道行く人之を見て愚なる翁我馬何ら
を乗れういと云られ、バ翁實よりと思ひ少き者なれば草
卧やせんとて我子を馬よ乗せり道行人又之を見て少
き者ハ馬よ乗り翁ハ歩行より行くことやあるとて笑ひ
ければ又子を下して此度ハ翁乗りぬ道の人又之を見て
跡ある子ハいたく草卧たる有松こか、るたくまき馬
よ親子共乗れういと云故又我子を尻馬よ乗せり斯て
行程馬次第よ勞れられ道の人又笑ひて二人して乗人
よりハ二人して馬を荷へかると云ふ實よもとて馬の四
足を結て親子して荷ひ行よ又人ありて重き馬を荷を人
より皮を剥て軽くと市よ行りかると云依て又皮を剥せ

て荷ひ行程よ蠅かとあまよ集り目口も不可明市の人之
を見て皆存しく笑ひければ翁腹立て其皮を捨て帰りけ
るとぞ其如く軽くと人の言を信してみぶりは心移り
屯る時ハ思ひ立事共成る時あり人歎慎むべし

○為季泥鼠見立夕合

松魚 松魚うり庵丁の血を自慢う那

蚊 夕暮や蚊も意地つよき、終れぬ

毛虫 己ら便む柑くの芽を喰ふ毛虫哉

晝寐 除けよ日るは、是てつよき昼寐哉

蚤 よかしたる蚤やたしうに取のあけ

土用芽 舟津乃土用芽、んせ人柿椒極

雨乞 雨乞やせ免て一人をも男なら

暑

叮嚀り扱ふ 病小暑う却

競馬

ふ得る勢て落りくくらふ了

瓜

長生乃常々似合てて冷し瓜

蝙蝠

蝙蝠やおのり世よしそ松のやみ

中外新聞外篇卷之十二

慶應四年五月

○

去年秋冬の間諸國へ 天照皇の神符降り又京坂街上舞
踏盛し流行せり詩あり證とい

矢題

無名氏

可也非耶可也非 連声歌舞斬新衣 莫是 皇風復古 驗神符
如雨下京畿 辭職將軍 乾藩服 万民仰望 太平間 諸侯九合 匡

天下不以兵車誰力哉 強藩跋扈 幕威衰 慘澹陰風 鎖鼓旗 誰
識外人 窺拳動 據鞍富 見海之涯 或曰大槻盤溪之作

○三月中録倉河岸边の張札

豊島屋と云名高き商家あり米穀酒造等ハ勿論ならずの
家藏地面ありて天下無双の富家と呼ばれし三四代以来
次子不融通に成打續き不仕合て紀伊國屋より来り
し養子を早世橋本屋と云縁家より又々養子を貰ひ其家
を相続せと雖共兎角高賣の利運不宣砂糖店を大島屋に
は取廻船の株ハ長門屋其外数軒の豪家は押倒され加之
元豊嶋屋の本家筋よて上方に山城屋と云家あり追々零
落したれ共豊嶋屋の扶助よて漸く取續き居りしが此節
いさゝら身代直りたすま、本家の威光を以て種々の難

題を以て掛豊島屋の衰微始と挽回し難く手代の伊即壹
右工門など私欲計逞くして更又本店の爲り力を不_レ尽當
主も最早詮方尽て此上は自ら家事を治むる事も難_レ成よ
りて隠居いよいよ度先代の續きあるよりて紀伊国屋よ
り養子を貰むんと云然るに今一軒旧来の縁者ある大根
屋と云家の隠居を自身の子を相續させ豊嶋屋の家を我
物とせんとせむの意あり大島や長門屋并に鯉節尚屋の
某などハ此虚よ乘りて豊嶋屋を潰さんとめ企專之又此
家よハ先代の後家二人有一人ハ山城屋より来り一人を
大島屋より来りしが何れも當主と中よりらば色々の混
雜よて高賣ハ次第に淋しく横濱長崎兵庫などの出店も
多くハ人の物よ成りり此上誰を相續人よ致し如何様よ

家風を改革して元の如き繁昌の店よ可成や何卒よき所
考へても座りり無_レ法腹臆豊嶋屋店まで出入来_レ下當
主よ市逢市相談可_レ下以上

○ 小栗上野人一件ハ慶應四江湖新聞よ有ハ爰よ略_レに

○ 閏四月六日 朝廷より豊臣氏の社再建の布告

有切を顕し有罪を罰するハ經國の大綱況や国家よ大勲
勞有_レ之_レ者を表して顕_レ事無_レ之_レ節ハ何を以て天下を勸
勵_レ可_レ遊_レ哉豊臣太閤微_レ起り一臂を擡_レて天下の難を定
め上古 列聖の功偉業を継述し奉て 皇威を海外よ宜
べ数百年の後猶彼を以て寒心せしむ其国家よ大勲勞有
今古よ超越するものとすべし抑武臣国家よ切ある皆廟

食其勞^ノ酬^ヲ 朝廷既^ニ神号^ヲ追^テ諡^セられ^ル也。不幸^ニして天^ノ其家^ニ祚^ハひせ^バ一朝^ニ傾覆^シ源家^ノ康繼^テ出^テ子孫^ノ相受け^テ其宗祠^ノの宏壯^ヲ前^ニくひ^キあ^リ豊太^ノ閣の大勲^ヲを以^テ却て晦没^シ委^シ其鬼^ノ殆^クんと^スる^ニ及^ビ以^テ段^ノ深く^シ歎思^ヒ食^ハ折柄^ノ今^ノ般^ニ 朝憲^ヲ復^シ故^ヲ万機^ノ一新^ノの際^ニ如此^ノの廢^レ典^ノ舉^グさる^ベら^らば加^ヘ之^ノ宇内^ノ各^ノ國^ノ相^ニ雄^ニ飛^スる^ノ時^ニ當^リ豊太^ノ閣^ノの如^キ英^ノ智^ノ勇^ノ畧^ノの^人を^以て^レ為^ス得^ル度^ニ 思^ヒ召^レ依^リ之^ノ新^ニに^テ祠宇^ヲを^以て^レ造^ス為^ス其^ノ大^ノ勲^ノ偉^ク烈^クを^以て^レ表^ス顯^ス一^ニ万^ノ世^ノ不^朽に^シて^レ為^ス垂^ル度^ニ 仰^出列^ノ侯^及ひ^テ士^ノ庶^ノ豊^ク太^ノ閣^ノの^恩義^ヲを^以て^レ蒙^リれ^ル之^ノ不^少宜^ニ 一^ニ共^ニ合^ス力^シて^レ旧^ノ德^ヲ可^ク報^フ旨^ニ 此^ノ沙^汰ノ^事

中外新聞外篇卷之十三

慶應四年五月

○横濱新聞へラルド三百廿九号抄出

方今^ノ竊^ニ新^ノ政府^ノの^形状^ヲを^以て^レ察^スる^ニ近^キに^テ或^ハ變^動を^以て^レ引^起さ^スべき^ニ徴^候あり^但其^ノ事^ノ變^ハ北^方連^盟の^兵に^以て^レ迫^ラる^ニ、^カ故^ニ生^スる^ニ軟^黨中^ノの^不平^私闘^ハり^敗る^ニ、^ク自然^ノ事^ノの^調が^るより^大尾^解に^及を^リ何^れに^しても^又日^本政^体の^一改^革の^時機^ニ至^レり^と考^ヘる^ニ既^ニ京^坂の^騷動^ヲを^以て^レ去^ル事^遠し^と雖^も猶^も新^港新^市の^光景^淋し^くして^{貿易}繁^盛に^赴く^ベき^見込^更なる^ニ其他^ノ巨^商富^戸の^輩只^異變^ノの^生せ^ル事^日に^恐れ^テ暫^時も^安心^なし^と云^へり^又茲^ニ一^ノの^憂ふ^ベき^事あり^即今^ニ至^テも^猶日^本人^ノの^外國^人を^襲撃^スる^ニ惡^習是^ニ既^ニ此^間大^坂に^於て^一人^襲を^以て^レ打^レた^ル事^{あり}併^其者^幸に^六竅^鏡を^以て^レ居^テ敵^ニ向^ヒ打

掛たるが故危く其場を逃る事を得り又一兩日前より
レイト云蘭人神戸に於ては切掛深手數ヶ所を負て苦痛
甚敷多分死に至べしと云但相手を其場を逃れて行衛ハ
不知と雖も市中取締役其家族を召捕尽く入牢したりと
當月七日烟三日飛脚船にて仏の新ミニストル才ウトライ
君到着せ則此人ハ曾て大氣力の事ありて有名に成たる
者今茲に其事跡を説くべしと雖も今此危急困難の際に
當りて任し来れるを以て宜く非常の人物成事を察せ
べき之依て前ミニストル口セス君ハ次の飛脚船に乘組當
港を出帆せ但此人も亦一箇の人物成りか惜哉貿易上の
事に至りて大に我等の説と違ふ事多かりし併我輩決し
て其人とありを信用せざるは非を却て反對の事論より

して信仰を増せ事も亦多かりき此君今方より當港を去ん
とせりしに至りて尊敬の念離別の情敢て止むる事不能也
此度新ミニストル附屬の者ハ秘書官ゼコムテ、ギスタフ、
テ、モニテベロ周旋方ゼ、コムテ、名セ、ル、テ、ヘ、レ、ニ、并、通、弁、
方、エ、ム、ホ、ー、ル、口、ウ、セ、ト、来、れ、り

○増上寺大僧正より使者を以て

大総督府へ駿城に於て差出相成の歎願書

徳川口口累年在洛 朝廷を尊奉忠誠尽力は罷在は我に
承知仕居は処不容易は蒙 市沙汰東叡山に於て恭煩謹
慎孫在奉仰 朝裁居は此度為は追討は進登は為は在は
趣口口於ハ奉恐入は儀を中迄も無之東国の士民騷擾日
夜困惱實以て難忍見聞素より口口重々の不束故奉惱

宸襟レ此レ場合ニ至リ今更先非後悔唯ク深重恐縮ノ外無
之レ只管レ詔奉中上レのみニ座レ然ル處 朝政レ一新殊
御所表ニ於テ此レ大レ礼レ為レ行且 先帝様一周レ忌レ法
會レ為レ濟大赦レ仰出レ折柄徳川祖宗以來勤 王報国の
微衷レ照察レ成下何卒出格ノ 此レ仁惠を以て寛大ノ此
處置レ成下度右松奉歎願レも當寺并諸檀林ノ儀ハ徳川
祖宗より二百年來檀越ノ由緒不レ淺即今切迫ノ愁態傍觀
難レ在レ不顧恐慮愚老始一同奉歎願レ幾重ニも 此レ慈憐ノ
此レ沙汰奉願上以上

辰二月

○板倉伊賀守歎願書

今度此謝罪のため東叡山へ 此退居此謹慎レ為レ在レ此段

此レ仰出誠ニ以テ日夜泣血悲歎ノ外無レ此座レ右ノ次第ニ
至りレも畢竟勝静不肖ノ身ニて是迄重職ニ在レ此補翼ノ
道行届ルが故ノ儀ト別テ不堪恐懼奉存レ就テハ勝静
儀レ謹責レ成下 主家ハ寛典ニ為レ處レ此極偏ニ奉懇願
此レ此段可レ然レ此執成ノ程伏テ奉歎願レ以上

三月二日

板倉勝静

右三月初旬一橋公駿府へ此越ノ節レ此同人へ就キ 大
総督軍門へ歎願レ致レ由レ此書付ハ多分田安殿迄レ差
出レ此レのレありニ

○再度歎願書

謹テ奉言上此今度関東へ此追討使レ差向レ此人教追々此
到着相成レ趣奉敬承恐懼悲歎ノ外無レ此座レ就テハ當地

下孫在座者深く奉恐入りし付日光山宿坊へ退去尚又逼
塞謹慎孫在座何卒奉歎願置り次第中諒察は成下中沙汰
の程奉待り此段宜敷中執成の程奉歎願し誠恐敬白

三月九日

板倉勝静

乍恐奉歎願し主人松叟儀此度の事件より朝敵との奉蒙
中沙汰一同奉恐入り松叟儀素々尊王の儀ハ厚相心得
罷在聊奉對朝廷異心無座段追々奉歎願置り次第
座中處今度當地へ中追討使中差向中人敷追々中到着
相成し趣奉敬承松叟儀ハ勿論私共も於ても驚愕涕泣の
外無座中就てハ當地も孫在座にてハ奉恐入り次第も中
座中間日光山宿坊へ一同退去謹慎孫在座毎々奉歎願恐

入し儀ハハ座中へと臣子の情態幾重も中憐察は
成下兼て奉歎願置り次第何卒は為聞召届格別の中慈
悲を以て寛大の中沙汰は仰出し松叟只管奉歎願し誠恐々
々頓首敬白

三月九日

板倉松叟家老
齊藤 齊

板倉内匠

右ハ官軍江戸表へ進入し相成し趣聞及むれ前同松一
橋公も就て歎願致され且徳川家へも日光山へ退慎の
趣き届り相成りよし

○ 長州候の建白書江湖新聞第八号出れハ爰も略記

あまゝの株一本の松樹よあつまりてあるひも斧のまゝ
とを帯て枝をきるとありあさいハ鋸すきおとて根を
ほるとあり或ハ枝よ繩をつけてひきたふさんとたると
あり其因よ題ハ因爰よ略に
かくてをよ松を根はよき枯野うれ
可鳥

寶雪庵

中外新聞外篇卷之十四 慶應四年五月

○三月七日及び十三日日光市門主駿府城に於て大
総督帥宮へ此哀訴の市對誌并參謀方と覺王院等
應接書

三月七日朝四時駿城に於て市上段の間より有栖川宮と日
光市門主と市對座市下段の左より橋本中納言及び柳原侍

從右より正親町左中將并西四辻大夫威儀堂々として着座
を時より市門主恭しく〇〇公の直書を帥宮へ呈して曰く
〇〇正月中歸東の後管中よ於て謹慎存在外処市追討使
奈向の趣を承り猶更深く恐入去る二月十二日東叡山祖
先墳墓の地へ閉居仕以上拙僧泣血哀訴ハ余實よ不忍
次第よ付何卒寛大の天裁を仰き奉りハ止帥官其書を
續畢て四郷へ傳下し且曰く〇〇元市暇を賜えし會桑を
先手とし 闕下を犯し奉りし余反形顯然既よ 主上親
征の次才よ至ると四郷曰く 親征ハ重大の事彼の東台
よ閉居せると輕重固より非可_レ比加之らば此書中よ猶先
供の行違ひよ託し虚飾して陳せよの趣一圓其意を得ん
市門主市方定めて探索せられし可_レ成彼の〇〇只恭順

と云ひ申追討使猶豫と云のみよして謝罪の真切更よ奉
し豈大駕を回し重愆を赦せよ足らんや申主曰く事実
を詳よせば而も哀訴せらるハ元法中世事よ疎く見聞を欠
くか故之誠よ秘然よ堪むハ然れ共予此所迄駕を進むる
とのハ若し王師止せしめて一度東下せらるよ及も關東
数万の臣子至痛切齒よ不堪より一夫激して萬卒響應し
終よ億方の生霊を塗炭よ苦しむるよ至るべく王政一
新専ら申仁徳を施さるべき方今の申主意よ應せし且此
上奉_レ惱_レ宸襟_レハ儀有_レ乏_レ也よ於てハを忍びさる所之と衆
云誠よ申殊勝の申事但し此上安宸襟救_レ万民を只□□
一身の上よ在るのみ申主曰く然らハ如何して可あら
んや衆云ふ□□其人とあり豈此_コ般_ラの事を知らざらんや

帥官曰く貴僧よハ申上京申見合せ何れよ東帰の上此
事を□□よ告たまふ方可然_レ此衆又曰く猶熟考評議の上
委曲申返答申上べし申主曰く此方執當よりも委細申
上べきこと而も申官申退座一同其場を辞し去る
備對面所よ於て龍王院覺王院自證院着座參謀の兩卿へ
拜謁申入れし所武家參謀兩人薩摩西郷吉之助
宇和嶋林久十郎出來りて
曰く拙者共申掛合を伺ひ可申旨兩卿に命し故に覺王
院より申門主の申口上書并□□公の申謝罪書一橋公の
直書其外列藩六十余名の哀訴歎願状等教通を出して曰
く書中不審の廉所らば可_レ以_レ尋と兩人逐一讀了り直し兩
卿へ申立る由よて退き良久敷して出て云兩卿披見具よ
領承せられしり何れよも熟考評議の上早々返答よ申及

十二日己亥、此登城、上段、於て西宮、此對座、山下段の
左右、參謀、西卿正新町左中將對座時、帥宮の曰く、□□
東台、謹慎を、ハ自分随意の事、主上親征、比、此れハ
固より不可、狂重、況や寺中、謹慎を、ハ東府の者、之を知
れ共、遠国僻邑、至りて、ハ普く之を知る、ハ何ら、比、何を以
て、欽天下万民、其伏罪を示さんや、且一紙の謝罪書を、献
して、其身一箇を、罰せられ、人事を云ふも、別、謝罪の、実効
あり、野を、奏聞を、遂る、ハ足ら、比、於て、此門主、憮然、漸く
よ、して、曰く、好、果して、征東の軍を、入れ給を、□□を、至
誠恭順を守るも、城下、数万の臣民、必、比、動乱して、三百年来
有功の徳川氏社稷、忽ち、廢滅、至らん、如之ら、比、臣子の至

情奮激、不堪より、一旦事を、敗る、至らば、四方響應の、変
を生、終、億万の生霊を、塗炭、苦むる、至るべし、然ら
ば、王政復古の、今仁惠の政更、あく、して、益、宸襟を、悩む
よ、近々らん、是れ余が、云ぶるを得、ざる所、よ、して、又深く、恐
る、所あり、請ふ、諒察、多、帥宮又曰く、回、書、與、宸襟、宸襟、
救、生民之塗炭、を、只、□□一身の上、よ、何、のみと、依て、□□
公の直書を、返、給ひ、參謀の、西卿、退座せらる、其時、此門主
膝を、近く、進め、私、帥宮、答、多、私、哀訴、のため、遠く、此
地、来り、空手、よ、して、還る時、ハ、將何の、面目、欽、□□を見、人
其臣民、何を、以て、欽對、へ、人、如此、關東の士、鎮靜、して、今日
よ、至る、との、ハ、拙僧の、哀訴、必ら、比、も、成巧、あり、と思へる
か、故、あり、若、歸りて、此事、実を、告る時、ハ、激動、よ、至らん、も

亦計り難し敢て問ふ如何せば謝罪実効の道たらん帥宮
笑て曰く其事既に内諗を爲し置ルり先きに盛問之は門
主の曰く巖議恐らくハ不容私語が故なり帥宮の曰を
く其事ハ休息所に於て参謀の西郷を召して問ひ多しと
乃ち其言の如く爲しぬふ○西郷云謝罪の道無他軍門に
拜走して罪を謝し居城及び兵器軍艦を納れ口口退きて
身を因備し托せ人のみ然らば其身を全ふして社稷を失
はる事を得ん欵猶具しハ武家の参謀へ執當より内諗せ
らるべしと云々

次は對面所にて覺王院自證院へ林欽十郎面會して云西
郷を既に昨日發足せり故に拙者より申述し抑朝敵と申
事を至て重き事にして古の入鹿將門澄友等の事旧吏よ

出されば云ふとも知り多し近來長州の如き福原始
めの首級を献むる等云々此所の言語其節徳川氏の所置
は至當とも不存あり但長州父子の至誠ハ此頃に至りて
朝廷は貫き不危し相成りより併し此度王政復古の初
めより殊に外国交際の時あれば何事も考究して條理
の立つを正論として條理の不正とし然らざれば万
國へ公法を推及せん事不能が故なり備又徳川氏此度の事
を何れも口口軍門に拜走し居城兵器軍艦を納れ家臣
ハ不殘向島へ移り謝罪の実効を立つべきなり茲に於て
市門主の市口上書其他の歎願書を不殘差戻し且云口口
正月三日會桑を先鋒として奉犯し潮下しが會桑の兵敗
走るるに及んで朝廷に於てハ臣僕の過激より出する事

ならずんと深く取仁怒つらせられし又小坂城より麾下
の士屢出戦せり依て七日八日に至りて断然 朝敵と決
せられし何ぞ口口の歎願書は先供の行違ひと虚飾
をりや覺王院憤然として曰豈然らん關東の者の中分ハ
會索其他出兵も及びしも 主上の命を存せり故素も
り瀨下を犯せし非を按せり畢竟列藩の中折合が
るものあり故して口口決して 朝敵を討らざる事
ハ天下衆人皆知る所ありと林某黙して不答稍ありて曰
四方の士民輻湊の地なれば百万心得違の者有之りてハ
云か如き其君既も恭順して其臣等の跋暴を禁し得が
るハ元恭順の至らざるが故なりと覺王院曰其君恭順至る
と雖も其臣子たるとの主家存亡の際家眷流離の時も當

て心乱れ魂銷せざるを得に跋暴過激も亦宜からば是
れ 朝廷を奉_レ怒_レは非を自らら至情の勢然らしむる処
あり何ぞ其君を尤めんや林某又不答曰東台も謹慎を
ハ自分随意的の事 主上新征と軽重不相當覺王院曰書中
既も云へり何故に沙汰の座はとも聊ら遺憾是ありと此
も臣子あり罪を君父も得て其怒りも逢へり時謝し罰し
多し些も恨なりと豈此外も謝罪の道あらんや林某遂も
不答良久し沈吟して云ふ東海道の官兵等門主の哀
訴の決する迄ハ川崎以内へ進まざれとも中山道と甲府
の兵次第も江戸へ迫るべし然らば不都合の事もあらん
歎速も江戸へ帰る在て此旨を口口も告給ふし如うと
と云々

日光門主の哀訴に尽力の処遂に不行届十四日駿府に
出立亦日々に帰山相成の事

中外新聞外篇卷之十五 慶應四年五月

○徳川家臣歎願書

恐悚恐懼昧死奉中上の御寡君□□此度奉蒙朝譴六師
を以て征討に至りし段私共深く奉恐入晝夜哀泣の寛
宥の由處置相願居り去四月中五箇條の趣は沙汰有之
寡君水戸表へ退居謹慎在城地は引渡中上軍艦銃砲等
差出し熟も謹て朝旨を奉りしに付寡君恭順二念なき
の段諒察に成下寛大の由處置も可し仰出我の趣拜承
奉り全く寡君尊王の至誠相貫きし儀と私共一同徹骨

銘肝難有仕合奉存の處置の次方早速は仰出も可有之と
一日千秋の想より仰望在り処今も沙汰不し仰出上
の依頼可仕主人を失ひ下ハ一身を措くも所なく従ら
日月を送りハ不本意至極よ憤悶の餘り心得違よて
追々脱走仕り者も有之尚以て恐入奉りし間田安中納言
よも深く心配仕り儀よ座り得とも何分よも数万の臣
民一旦主家の傾覆に至りし所置の次第疑惑仕り念慮求
解難仕彼を論し得ハ此よ興り実以て不得止儀よて此
程は仰出い肯も有之り得共畢意は處置不し仰出い内ハ
追々近国等へ散走仕潰裂四出の勢よ相成寡君恭順の素
志よも相背き現在皇国の生民永く塗炭の災よ相掛り
朝政は維新の初めよ當り瘡々熙かを化変して至惨至酷

の世体と相成りハハ天地覆育の 聖意も不相慍^{ウレ}儀と
奉^ニ恐入^ル既^ニ過日田安中納言へ江府鎮撫^ニ委任^ス仰付^テ
以^テ共前文の次第^ニ付^テ乍^ニ恐寛大の由^ニ處置^ス仰出^テ主家顯
然相立^ル由沙汰^ニ仰出^リ迄^ハ迎^テも方畧^も行届^中間敷就
てハ一先城地の儀ハ田安中納言へ由預^テ成^下寡君儀ハ
江戸表へ還住謹慎仕居^ル由仰^テ度奉^願右ハ最早前
件恭順の實効相立 朝廷^ニ對^シ二心無^之段明白の儀^ニ
有^之且城地の儀ハ一家の私屯^ス所^ニ無^之国を護^リ民を
綏^ニむる要害^ニ由座^ル由付^テ冀^ハ大総督の明鑒を以て一
時鎮定の爲め中納言へ由預^テ相願^ル儀^ニ由座^ル寡君先頃
上野山内^ニ慎^ミ在^ル節ハ自然恭順の誠を以て衆心を
鎮壓仕^ル由^も一旦江戸を離^レル^ハハ忽ち噉々と異論

相起り鼎沸仕是寡君の去留^ニ依^リ人心の動靜相変^ル由
證跡分明^ニ由座^ル右願の通^テ仰付^ルハ一同弥^由寛典
の由處置^ニ可^ク相成^證を相信^シ衆心の疑惑も相解益^以て
朝廷の由仁慈を永^ク難^有奉^存由令^セべ^シて靜謐^ニ趨^キ
以^テ顯然の儀と奉^存由私共痛心の餘り幾重^ニも奉^歎願
以^テ此段事情^由洞察臣子の心中^由汲^取由執^成由仰^上由下
置^由由奉^願度敢^テ斧鉞の誅を冒^シ奉^中上^由由恐惶頓首

徳川家
役人共

大総督
参謀衆

○閏四月四日 朝廷由布告

此度 御親征海軍 天覽^由爲^遊時機^ニ依^リ東海道へ大

施を以て進み思食より大総督宮より関東の形勢言上の趣も有之暫浪華より滞在を以て遊み然る處此度徳川□□恭順謝罪仰天裁より付てハ不可赦の大罪嚴譴至當よりハ共祖先の勲勞不_レ以て捨非常至仁の 敵愾を以寛典の由處置_レ仰出_レ依_レ之兼て由布令の通達_レ 還幸_レ為_レ在□□伏罪江戸城平定の麻相立_レ所を以 御先灵へ以て告_レ思食_レ付 山陵由参拜_レ仰出_レ去會津其外残黨の者當所_レ屯在暴威を張抗官軍_レ趣相聞_レ此後の動静_レ依_レ直_レ由親征をも可_レ以て遊_レ乃公卿列藩益勉_レ厥敵愾の氣不相_レ弛屹度可_レ相心得_レ且又追々内外の大勢_レ為_レ知食海陸軍の由作興より列藩の由指揮海外各_レ國の由扱_レ等其當を以て得_レと否とハ由興廢の岐る所殊

と地勢の利不利ハ関係の尤大なる後_レ付弥_レ由励精_レ由誠誓_レ由_レ為_レ基_レ已後屢浪華_レ行幸官代を以て置_レ万機_レ由親裁内外の大勢由統馭_レ由遊_レ 敵愾の旨_レ仰出_レ付上下厚く奉体_レ各々其分を可_レ忘_レ由沙汰_レ由事

○大多喜候へ 朝廷より由沙汰の趣

先般□□叛逆_レ候後_レ其密謀を資成_レ段不可_レ許罪扶_レ付追て由處置可有_レ之_レハとも一先佐倉藩へ由預_レ且左の由件_レ仰付_レ速_レ拜承_レ可_レ仕_レ由事

一條

本城掃除致し且領知因籍武器類等悉く_レ召上_レ由事

二條

豊前同意不軌_レの儀_レ付役事_レ由族_レハ當地於_レ寺院謹慎_レの事

但し其餘子弟と雖とも無罪の輩ハ更よ不及關係也
右兩條ハ仰付ハ依之明十二日辰刻を限り遵奉可有之ハ
於違背ハ瘡懲の典刑可相正ハ事

辰四月十一日

東海道鎮撫

副総督

○題しらば

よみ人しらば

頼みなきはなれ小嶋のあまの袖よのさみたれよか己く
まもるし

○閏四月七日奥州小名濱中代官觸書

今般會津悔悟して天朝へ降伏謝罪歎願として同家家
来梶原平馬外四五人米澤仙臺而藩よ寄鎮撫総督府へ歎
願書差出しよ付近日會津人数出張の者も追々若松へ引

上げハ後より併仙臺其外人数ハ初命して出張ハ後よ
付京都より何等ハ沙汰有之ハ迄ハ人数引上げ不相成
白川其外近地へ繰詰め右ハ沙汰相待ハ後よ付戦争ハ無
之ハ間銘々安堵いよ平常の通り家業相営可中事

○閏四月の末つろ

柳河の春蔭

あもれ世をうの花よよ日數へてさみよる、まてをれ
ぬ空ろれ

○戦地遣興

作者不詳

義兵所向賊皆僵幾片■旗散路傍鞞鼓聲中停馬處河流渺
々月蒼々

子規

無名氏

怨誰望帝萬斯年地勢南飛自北邊志起樊籠非飮物一聲鳴

度海東天

中外新聞外篇卷之十六

慶應四年五月

○横濱新聞ヘラルド第三百三拾号抄譯

布告

此程夜間竊し軍器を陸上けし又船積を有る者有之由以
後右極のその有之にハ條約面し従ひ嚴重し召捕可申
の旨日本役人より申越し此段申達し必らば心得違有
之間敷事

千八百六十八年第六月十三日

我閏四月 於神奈川

英国女王殿下コンシユル

ラチラニイレイリスル

○日本役人より達書

軍器并外品等夜中竊し海岸筋しおいて陸上げ又ハ船積
致し此致の風聞有之以來右極のその有之に於てを見
掛次第無用捨召捕し上未々のコンシユルへ引渡可申し併
ながら若し其の兵器を携へ召捕の役人共へ手向ひ致
しハバ、仮令手荒の處置し及ひても不苦し旨市中取
締役へ申達置し然る上ハ双方手傷の儀も難計の間何卒
右等の罪科を犯すもの無之極精々貴国臣民へ出告諭有
之度存し依之此段申進し謹言

千八百六十八年第六月十二日

我閏四月 廿二日

東久世中將

肥前 待從

○雜説

亞墨利加国大統領ジヨンソニ何等の事より裁相手取られ吟味ありし処追々増明第四月廿日訴訟方問書出同廿二日相手方答書極りし処訴訟方證據不分明と裁判ありて来る第五月二日よりマストルダに訴訟方あるの吟味詰りて渡有之由但此着の事を無程ニヨルクよりの便りし中越えへきあり

○四月廿一日神祇局并兵庫裁判所へ古沙汰の趣大政更始の折柄表忠の盛典は為行天下の忠臣孝子を勸奨は遊ひし付てハ楠贈正三位中將正成精忠節義其功烈万世に輝き真に千載の一人臣子の龜鑑よし故今敝神号

を追諡し杜檀造營は遊度 思食い依之金千両に寄附は為在し事

但正行以下一族の者等鞠躬尽力其功勞不少段追賞は遊合祀可有之旨は 仰出し事

別紙の通楠社造營は 仰出しし付てハ天下有志の由手傳致し度儀中出しへハ此差許し相成し間於其地程能可取計は 仰出し事

○四月中公卿并徴士任職の由沙汰

大原中納言

右笠松裁判所総督は 仰付美濃飛驒可為支配事

林 左 門

右徴士内国事務局権判事は 仰付笠松裁判所在勤可有

之事

梅村逸水

右同断^ニ 仰付^ニ事

東久世中將

右英吉利佛蘭西^{イギリス フランス} 伊太里亞^{イタリア} 魯西亞^{ロシア} 和蘭^{オランダ} 陀右^{トウ} 六ヶ国へ
使節として渡海可致旨^ニ 仰付^ニ事

安井和久

右徵士内国事務局權判事^ニ 仰付^ニ新泻裁判所^ニ在勤可有
之事

瀧野井侍從

右佐渡国裁判總督^ニ 仰付^ニ事

山 東一郎

右徵士内国事務局權判事^ニ 仰付^ニ箱館裁判所^ニ在勤可有
之事

小野淳輔

右同断^ニ 仰付^ニ事

松方助左衛門

右徵士内国事務局權判事^ニ 仰付^ニ長崎裁判所^ニ在勤可有
之事

平松甲斐權介

右三河国裁判所總督^ニ 仰付^ニ遠江駿河可為支配事

藤村四郎

山本一郎

大橋慎三

右同断法 仰付い事

○山形藩より死傷の者此届

奥羽鎮撫総督九條殿より仙臺表出張重役の者召呼をれ
今般庄内征討に付速に手當出兵可致肯申達有之い間四
月廿五日一番手人数庄内表に着陣并二番手人数同廿六
日出天童へ相越い処翌廿七日領分長町村へ引戻し同廿
八日同断長崎村并寺津村に出張在閏四月四日庄内警
と戦争に及いい処討死仕い者左の通

討死

隊長 大久保傳平

司令士 赤里守人

戦士 松崎竹四郎

先手組 加藤雅藏

同 同 同

同

同 原口喜平太

同

同 稲田半兵衛

同

同 前田庄助

深手

司令士 筑井徳次郎

同

医師 中根宗信

同

大砲組 岩永郷七郎

同

同 楠垣九右工門

手負

小者一人

新庄表に在い一番手人数并去八日山形城下繰出い
三番手人数に四月十一日沼山村へ越庄内勢と戦争及
い処討死手負左の通り

討死

先手頭 小林 栄

同 同 同 同 同

司令士 高宮猪兵衛
先子組 柘植卯藏
同 永井熊次郎
同 鳥井吉次郎
先子組差回役 高山郡吉
戦士 高林吉左工門

右の通澤三位様へ市届中上り段在所役人共より申越し
し付猶又此段市届中上り事

中外新聞外篇卷之十七 慶應四年五月

○徳川監察津田の真道歎願書

誠恐誠惶頓首々々謹て 大総督府参謀閣下へ奉書上書し

伏て惟これにバ秋 神州 天祖天照皇神の神勅に依り 神
祖天日高彦火瓊々杵尊日向国高千穂宮に降臨座し 皇
祖神武天王都在大和国橿原に奠めたまひし後柵木の弥
継々々安國と平らけし天津日継の高座知しめし事
天壤と共に窮極なき御寶祚卑賤の私共今更奉禱讃し
恐多き儀に奉存し然るに千万歳の久しき運に否泰あり
時に通塞無之能く蓋是気化自然の流行にて歳に寒
暑日と昼夜あるが如くある儀も可有之哉と奉存し然
る処陽に神器を覬覦し公然として憚らざる梟逆佐徳彦
将門の輩ハ踵ヒコを旋マさシて忽ち天誅に伏ししに共陰に
術教を用ひ遂に大権を擡み奢侈乘輿に過る獲秋氏の如
き藤原氏の如きハ其罪佐徳彦将門に十倍仕し事と奉存

小籾秋氏ハ幸ひよして 天智の聖主在り速に誅戮を加へさせぬひくかと後原氏の如きハ其跋扈更に籾秋氏よ越えりりと雖も歳月を経て既よ久しく且其族蔓延甚しく 宇多 後三条等英邁の君ましくしりりと雖も又之を奈何ともしり事能たざりき於是乎 皇天乎を平清盛よ假て始めて相家藤原氏の大権を收めり然りと雖も武門の横虐更に甚しく降りて足利氏の季に至りて壞乱実よ極まり天下復 天皇皇帝の尊きを知る者なく皇運の否塞茲に極まりし後と奉存し時よ當徳川家の先祖贈東照宮家康新田氏の支族よて三河國よ起り夙に櫛けづり雨よ浴し織豊二氏よ継ぎ乱を撥ひ正よ反し上皇運の陵夷を扶け下蒼生の塗炭を救ひ天下をして復

天皇皇陛下寶祚の尊き実よ 天照大御神以来連綿する天津日継の高座なる事を知らしめ以後二百六十餘年海内肅静の治を致しし事其功業莫大なるに因りて二荒山よ宮廟を建 東照宮の神號を贈せられ厚くも皇親一品親王をして世々其祭典を掌らしめり爾來我神州政權の徳川家よ歸ししハ 東照宮當時誠よ止むを得ざる形勢と其時情とよ従ひて假よ 至尊よ代り天下の為よ大政を執られしに昉まりし後よて其間実よ一毫の私阿る事なく其證ハ 東照宮の遺訓よ天下を天下の為の天下国ハ国の国家ハ家の家と事を屢に論されしよよて明りなる事よ座し豈彼の陰に術数をを用ひ大権を擬し籾秋氏藤原氏の比ならんや豈頼朝の巧よ王

権を奪ひ義時の陪臣を以て国命を執り類ならんや然る
を況や足利氏の反逆を以て天下を取りしと豈同日の論
ならんや嗚呼如何せん昌平二百餘年の久しき因習俗を
成しいつし東照宮の遺訓を忘る政刑當を失ふ事少
からざりし相成中り夫天無二日地無二王我國鎌倉以還
の形勢恰も國は二主ありが如く人は二頭ありが如く國體
宜しきを得かりしものあり然るに水戸贈大納言光圀并
齊昭西人の功よりて天下万民皆尊王の道を辨へ且
近來外国交際の道日を開け西洋の文学東方の名教と和
し世界の學問漸く合し今將よ一とあらんと此時よ當
て人は二頭ありが如き不都合ある國體をして永く我神州
よ存せしむべからん即是王政復古の秋來たりあり元と

我老寡君慶喜徳川氏相續の後日あらむして祖先以來繼
承の政權を朝廷よ還奉り將軍職をも辞退致されし
ハ無他獨此大義を以て存しるが故よて全く皇國の真君
と成し天皇皇帝陛下を尊奉し我神州をして唯一王の國
と成し列藩侯伯と同心協力廣く天下の公議を盡し皇
國不朽の基本を立て其政律を確定し固て以て方今の海
外強國と聳立せんと企望致されし後よ有之是先祖
東照宮の不能正形勢よ從ひ一時假し撰しりし大政を
返上致されし詎よて即二百餘年の前東照宮其始を成
し二百餘年の後我老寡君其終りを致されしと中へ
嗚呼國の爲めよ家を忘れ天下の爲めよ身を忘られし一
片の丹心磯貴島の大倭心遠く之を歴史よ覓むるよ千古

其比倫を見に唯上古 天孫降臨の日獨大国主神遜国の
美事殆將も同日の終るべきのこゝり然れば宜しく非
常の 天恩顕賞をも可_レは_二仰蒙_一の処具儀更も無_レ座_二其後
大坂より上京可_レ仕途中前驅の者共於_二伏見_一薩戸少将家来
之計有_レ之由よて奏聞の上誅戮可_レ仕振役臣共頻_レり立_レ以
処より忽ち此私闘_レ及_レ以_レ儀よて奉_レ對_二 朝廷_一佐穂彦或ハ
将門か如き野心を挾_レ以_レ振の儀を毛頭無_レ之事判然天下
衆人共も知る所よて今更私共辨論_レ上_レ以_レ迄ハ無_レ座_レ
然る処先驅の私戦不利_レして却て不測の奉_レ觸_二 天怒_一恐
懼_レ凶極速_レ坂城を閉て東歸_レ仕_レ以_レ次才_レ至_レり_レ但此時
猶從臣等の前議を持守_レ敗走の者共を軍律_レ處_レり固く
城守仕_レ以_レ上何時迄も君側の_レ其を除くを主張仕天下諸侯

の兵を徴_レ求_レ以_レ戰の勝敗人心の向背未_レ如何を知る
べうらがる哉_レ奉_レ存_レ以_レ然るを老寡君速_レ城を閉き断然
東歸仕_レ以_レ一旦朝敵の汚名を蒙_レ以_レて平生の素心尊
王の丹心悉く皆水泡消滅仕_レらんと深く恐懼仕_レ以_レ故_レ
て猶又東歸仕_レ以後も關東鄙野の家来共唯 東照宮以來
の旧思のみを承知仕徳川_レを_レ知て 天朝_レを_レ知ら
ざる輩比々皆是_レ以_レ座_レ故或を云ふ東兵直_レ西上_レして
遙_レ承久の故智を襲_レんと或ハ云ふ暫く之を駿遠の間_レ
遮_レり軍艦を以て直_レ其巢穴を衝_レんと議論頗る紛然死を
以て老寡君を犯_レ者極て少_レらば此時_レ方り老寡君若
し諸臣の言を聴き東北諸侯を連合して 王師_レ抗_レを_レ
至_レり_レ以_レ事亦知難きに非_レざる儀歟と奉_レ存_レ以_レ然れ共

老寡君平生の素心尊 王の誠意確乎不拔只管恭順の道
を守り百方鎮静向よ力を尽し 王師に抗をる者を直し
及を救ふ身は推し同しとさへ此中聞ひ程まで右ハ杖が
老寡君秋神州瀆国の乱離因て以て増長せ人事を恐れら
れ又外敵の其黨隙に乘せ人事を患ひられ窮し藺相如の
趙国を憂ふる心を体認せ致し儀よて辛ふとて紛々する
議論を鎮め江城を開き軍艦銃砲を差上げ穂よ水戸へ引
退き愈恭順恪謹し伏して被奉待 天裁し儀よ座し備
又四月五日此中渡の五箇条中よ奉欺 天朝犯 皇都錦
旗よ登砲し并叛謀云々の文字有之し右の數文字ハ全く
冤罪儀と奉存しし付家臣共一同此數文字有之しハ此
請は成り後般種々苦諫争論仕り得共老寡君他日訴冤の

日も可有之旨堅く此中聞ひて断然は請仕り其苦心焦
慮如此し座し抑老寡君勤 王の赤心果して天地を貫
きしよ非れハ徳川家鄙野頑陋譜代の士民共連も坂城退
去仕間敷し甲駿の府城も速し開城仕間敷し况や巢窟し
了江城を開き軍艦銃砲を差上しよ於てをや右の趣 天
鑒昭明は亮察し成下し故格別の 敵慮を以て徳川家名
相續の儀龜之助へ此 仰付一同難有仕合よ奉存し然る
上ハ老寡君報国尽忠の情実更し又此洞察し成下非常の
天恩を以て還任の上知稚の龜之助後見此 仰付し
鄙野頑陋數万の士民折合宜否ハ勿論して老寡君慶喜し
於ても再生の 天恩如何計り徹骨銘肝仕殊更し可抽忠
勤儀と奉存し微賤の陪臣冒瀆尊威恐惶不_レ少奉存しへ共

甘んじて斧鉞の刑を犯し奉_レ献言_レ以_レ奈可_レ然_レ亦執成_レ法_二 仰
上可_レ下_レ以_レ誠恐誠惶頓首、謹言

徳川亀之助家来

辰土四月

津田真一郎真道

○諭言一則

去来山人

江戸人ハ兎角田舎人と見_レルハ常_ニ卑_ニ賤_ニするの癖あり尤
戒むべき事あり西洋紀元前六百年の頃ス_レシ_レジヤといふ
開けざる国よア_ナカルシスといへる賢人ありル_ニ其頃
開化文明の開_レるキ_リシヤ_ニ國の一愚官国自慢してス_レシ
ジヤ_ニ國の夷風ある事を笑ひ刺へア_ナカルシスをも誅_ス
事ありし其時彼れ徐_クは答へて云ふ汝が言實_ニ理_有
り予れ閉口を志_スり汝が國ハ又汝の如きもの_ニ在_レにより
て恥_スるか_レら_レんやと嗚呼從來政府の吏稍も_レ是_レバ諸藩
士を見る事尊大ある惡弊あり_レ是又怒怒を引_レの一端と
あるべし_レ後來尤も慎_ミざるべ_シら_レば

中外新聞外篇卷之十八

慶應四年五月

○一橋大納言殿上書

誠恐誠懼謹奉_レ歎願_レ以_レ先般徳川_ニ口_ニ口_ニ儀不_レ因_レ負罪の廉を以
て奉_レ蒙_レ赫然の 天怒_ニ以_テ付_テハ諸事一身の_ニ不_レ束_スり_レ生
い_レ儀と深く自悔自責何卒謝罪の道疏通_ニ為_レ仕度只管苦慮
存_在い_レ内恐多く_レ官軍出_レ差向_レの次第と相成愕然_ニ所措を
存_不中_ニ只々恐懼昧死_ニ謹奉_レ待_テ 天裁_ニ随_テて_レ仰_出い_レ實効表
顯_レの由箇條夫々遵奉_レ仕_レ処辱も同人赤心無_二の情_一更_レ九

重の上子貫徹仕就てハ至仁の 敵慮を以て非常の由寛典
も可_レ注_二仰出_一趣き側_二奉承_一知支族茂栄等_レ不_レ及_レ中諸有司
一同も厚き由趣意の程沁骨銘肝難_レ有相心得来_レ頼の由沙
汰奉_二仰待居_一由_レ儀_二由座_一由然_レ了_レ処群下賤末教千輩の者共
よ至_レ以てハ右由趣意柄相論_レ以ても眼前由處置不_レ注_二仰出_一
由以前ハ兎角疑惑の念慮を生_レ此後の世態如何成行可
由我と往_レ心得違の向も出来一時過激脱_レ走等の奉動_二
立到り上ハ□□の誠意_二背_一下ハ一身の禍害相招_レ由_レ儀
越思過慮の所為_二ハ由座_一由得共畢竟鬱_レ悶切迫不_レ得_レ止の
理勢と可中臣茂栄輩并諸有司共自今の痛憂此事_二由座
由右子付てハ此程諸有司一同より奉_レ歎願_レ由無_レ餘_レ儀_二至情
の趣深_レ由汲取_レ由成_二下出格寛大_一の由仁量_二を以て右願意_一由

採用_レ由成_二下_一一日も早く由處置振_レ由仰出_レ由ハ自然賤末
の者共疑念氷釋銘々軀命保全の道も相立 天恩永く奉
感戴_レ由儀_二ハ中上_一由迄_二無_レ由座_一由實_二以難_一有_レ儀_二と臣茂栄輩差
白の鄙願他_二無_レ由座_一由叩頭泣血奉_レ哀_レ訴 台下_二由奉_レ冒_レ瀆_レ巖
威_二不恭_一の罪_二を謹_レて奉_レ待_レ斧_レ鉞_レ由恐惶敬白

唐文應四年戊辰閏四月

一橋大納言

島津修理大夫

右今般會津表不容易形勢_二至_一り人数由差出相成度旨彼
表鎮撫使より註進有_レ之_二由_一付銃隊四百人可_レ差出_レ由老蒸
氣_二船_一よて摸海より仙臺表へ_レ差廻_レ由_二付其旨相心得人
教手當可_レ致置_レ由日限の儀_二ハ追_レて由達_レ可_レ有_レ之_一旨 由沙汰

以事

四月十四日

右海路相止四月廿五日陸地北越へ出立相成以事

嶋津泆路守

毛利大膳大夫

右四方へ人数差出以儀より共松平肥後益暴激より募り
官軍より抗より以段相聞より付北国路より人数差向け奥羽の
官兵應援いより以依 此沙汰以事

四月十四日

前田加賀守

右松平肥後益暴激より募り官軍より抗より以段相聞へ言語道
断の次第より今般重て薩長の人教北陸道へ差向以間三

藩中合せ北国筋鎮壓いより以依

此沙汰以事

毛利宗五郎

人数二百人

右松平肥後益暴激より募り官軍より抗より以段相聞以依之北
越へ以差向以青 此沙汰以事

前田 綱松

人数三百人

右同文言

毛利左京亮

加賀薩州長州富山の四藩へも北越出兵の 此沙汰相成
以間四藩中談鎮壓可致以事

四月十八日右四家同日

浅野安勢守

右奥羽鎮撫使為應援銃隊三百人可差出以蒸氣船にて根
海より其差廻り余其内人数相揃置り候 此沙汰之事

四月十七日

薩員 黒田了介
長員 山縣狂介

北陸道鎮撫總督參謀此 仰付り候 此沙汰之事

四月

○諭言一則

魯西亞帝ペートルセルセゲレト千七百四年ノナルハの府
を襲取り一時其兵卒等勝り乘り火を放ち人を屠り無罪
の者を残害し其勢殆んど制止をべからざるに至る時

ペートル獨り身を以て其紛乱中ニ没入し老幼婦女子幾
多の人を護ひ自りら兵士若干を殺して而後又市人の逃
籠りしる或処へ尋行き手ニ携へしる血刀を衆の眼前ニ
抛ちて曰く此刀を染しるハ此府人の血ニ何らば予れ汝
等を助けんか為し兵卒を誅せし血痕ありと茲に至て民
心始て穏し市中一時ニ沈静し及ひしとらや方今王師を
率わりの将士も亦是等の行ひを為さるの有や無や

○東叡山内の或人より書きたる趣

兼て此山内ニ屯在り彰義隊のこの俄に騷立山内山外
處々相固今も戦争相成り松子も此座以右始末ハ當
月朔日當方 此門主様此登城の儀 大總督官より此仰
越り此不例に付此断り相成依之猶又西執當へ登城可

致段由汝汰ハ共此兩人ト病氣故是亦由断中上同五日
由使トシテ本覺院願王院坊官古田次郎卿由養者井上采
女登城由門主様由口上并西執當延引の趣中上ハ処右本
覺院願王院の西僧の女由差戻ハ外兩人を由城内ハ由差
苗相成同六日夕刻ト至リ是非執當のりの明七日可差出
旨ト由差免相成り帰山致シハ共今ト右執當不_レ出
由付官軍方人数必ラビ押寄せ可_レト當山警衛の向々
相固ハ由座ハ右ハ何分六ヶ發取柄ト由畢竟穩ト行
届中間委ト甚心配ト存ハ此事竊ト傳聞致シハ由儀ト付必
ラ由間違の儀も可有之ハ由間他聞由厭ハ可_レ下ハ云々

五月十二日

○上野戦争

十五日朝五時頃官兵多人數俄ト東叡山下ハ押寄せ来リ
彰義隊ト大戦争相成砲發四方ト響き兵火四五ヶ所燃上
リ由て逃迷との夥者有之ハ事
但勝敗委細の事を速ト次篇ト報告をべし

中外新聞外篇卷之十九

慶應四年五月

○上州沼田辺より歸リハ商人より聞書

- | | | | |
|------|-------|------|------|
| 前橋勢 | 二百三十人 | 堀田勢 | 七八十人 |
| 足利勢 | 六十人 | 伊勢崎勢 | 八十人 |
| 七日市勢 | 四五十人 | 吉井勢 | 四五十人 |
| 小幡勢 | 五十人 | 高崎勢 | 百人 |
| 安中勢 | 五十人 | 沼田勢 | 四十人 |

右官軍方去月廿四日朝三國峠字盤若塚と申所へ掛り
此會津勢固め居終り戦争に相成り摸杭左の通
會津勢陣所ハ小高き所にて四方へ胸壁を築き大砲二挺
小銃二十挺計りて相守居り陣屋より二三丁の間往来
へ五寸釘を打抜り杉板を上向けに並置其上へ砂を敷き
らり會兵僅々六七人相備へ居り此へ官軍表口の先手
堀田勢夫より東山峯傳へり高崎勢寶子峠の小道へ吉井
勢都合三方より一時に小銃打掛け押寄り此會の陣中よ
りも大小砲打出し相應り得共折悪朝霧深く咫尺も
不_レ分り上會兵小勢にて責立られ六ヶ敷相成り哉其隊長
の由小林勇と名乗り此の并外二人寄手の内へ三間柄
の鎗にて突て出堀田勢一人前橋勢一人吉井勢の内吉田

善吉と名乗り此の都合三人討取其外七八人へ手を負
せ苦戦いしに共四方より砲銃にて劇敷打をくめら
れ小林勇ハ前橋の手より討取外二人も討死の由にて終
り退軍途中浅貝二井の両宿へ放火致し静々兵を收めり
由官軍先手前橋勢ハ六日市迄出陣其外も塩沢宿迄出張
會兵の陣所小出辺の杭子相探り敵兵嚴重に固め居り由
にて如何の譯にや一同引取堀田前橋両勢ハ永井村を固
め其外ハ不_レ残沼田宿へ引上げ宿陣兵在り
但右戦争にて官軍即死三四人にて討死手負等格別無
之由沼田辺にてハ中居りへとも道路の風聞にてハ多
人数死人手負有_レ之にて吉川前橋高崎等へ夫々送り上
り趣より右ハ全く本文の板釘にて殊の外の怪殺有_レ之

由り承り申す

會兵隊長小林勇の首級ハ永井宿ニ梟首致し外二人の首級ハ鞍地道端ニ取捨せし
新田万次郎手兵五六十人程引率沼田迎まで出張の由り
て白井宿通行相成申す
右ハ當月五日沼田出立して唯今立歸りし旅人の咄し座
座に承りし書記一差上申す

五月九日

○雜説

閏四月五日保科の世子主從二十四人會津へ向け相越
同所領分境を固め居り會兵へ此度君家の為め脱走致
し其市城下迄相越り間市通し相成り申すと申入られり

処會兵より答へし仰の通り相違無之哉と申へ共見知の
者無之乃見知り人衆越り迄市扣可成者申す申す付同
所より半道程立退居り処太田原の人数より理不尽に
大小砲打掛られ主從逃る、道もなく不殘切腹致し
無程會藩見知人來り右ハ保科の若君と相違なき段相分
りし付境詰物頭の者無し訖趣まで切腹相果り申す也

○

東海道由井奥津の間田の畔に小なる井戸あり近頃不才
其井水へ白布或ハ木綿をふとを漫し紺染しいと此事を
見出しり其色始に藤色の如くあり永く浸し置間
上紺色をふし由因て右近辺ハ勿論遠方よりも染物を
持参り日々群集いしと村民の咄あり

○擬製并重板を禁むる論

西洋ノパテント并コピーライトとりへる法ありパテント
トトハ都て何品ニても新奇發明の工夫を成し世の爲め
人の爲めは可然ものを製し始めし當人へ政府より其苦
心と成切とを褒賞して何年間他人の模倣する事を禁む
るとの令を出し且其者へ免許状を賜り獨り其一家に限
り製作せしむる法を云ふなり在他人若し同品を擬製して
之を賣らんと欲する時を此本局へ税を出し許しを得る
し何らされば能むる事ありと云ふ者又コピーライトと
云ふ同じく政府より著述家へ與ふる處の免許しして其
者積年勉強の學術を以て書籍を著作し或は數日苦辛し
て外國の書を訳述せし功勞を報むるが爲め永く他人の

重板を禁むるの法を云ふ實に此二法ハ富國經濟を計る
爲めは最才一の良法なり其訳如何と云れば其者多年苦
心して試験の爲めは若干の財を費し甚しき家産を傾
け且精神を消耗し漸くして成功せし新奇の品を世に
賣出ると他人忽ち其功巧を奪ひ勝手擬製し得る時ハ
いまは自分の勞費だも償ふ利益のあらざる内徒らと他
人より利せらるゝに至り我は益なく却て損あり寧他人の
工夫を盗みて擬製するの安きに如くむと之より怠惰に
至るべし備又著述に至ると之と争ひき道理にて學者數
年の苦辛にて一部の新書世に出歟數日勉強の功成りて
一料の訳書賣出せし時他人忽ち重板して其功勞を奪ふ
時ハ貧生費心を醫むるの料なく空しく穢生及高等の口腹

を肥^マ可^レ至^ス是又開化文明の妨げを為^ス事特^ニ大^ニ
按^テ屯^リ方^今王政^ハ一^新の際^ニ當^リ要路^ニ居^ル有^シ
司^等ハ必^ニ疾^ニ此^事へ着^眼せられ^レ在^知と雖^モ先^頃
京^坂の^英高等^江戸^諸家^の著^述類^を頻^リに^重板^屯
由^の報^告慥^成より^りて^之を^茲に^論ぜ^さる^在得^レ希^ク
ハ^此二^法を^速に^採用^テ人^々を^シて^力を^不惜^各々^得
た^ル学^術を^十分^尽さ^シむ^ベき^ニ又^思ふ^方今^日本^ニ
て^只新^登明^の物^計り^はパ^テント^を出^シタ^ルのみ^ら
に^西洋^有益^の品^物を^校国^ニて^一番^に模^造せ^シ者^又傳^習
せ^シ者^へも^届次^才に^其免^許を^出シ^年限^中他^の製^造
を^禁し^其者^へ税^を收^むる^事を^免し^タル^べし^然ら^バ人^々
々^工夫^を凝^シ或^ハ傳^習に^力を^尽し^遠く^彼国^へ渡^海し

て^学ひ^来る^者も^出来^べし^然ら^ざる^{以上}を^誰も^彼も^對
視^合ひ^居る^のみ^よし^て濡^手で^泡の^了簡^{あり}決^{して}製^造
の^学術^に冒^折り^のハ^不可^者必^しも^予が^卑論^の行^を
る[、]よ^至り^おは^せ世^{の中}静^に成^や否^直に^種々^の製^作始^り
り^実学^の業^大に^起り^て暫^時に^富国^の一^端を^顯さん^事
疑^おし^と云

渡部一 序述

○
抑^我国^に於^て新^聞紙^ハ江^戸開^成會^社の^中外^新聞^ニ始^り
其^遺漏^を補^ふ爲^めに^中外^新聞^外篇^續出^し時^に亦^海軍^會
社^に於^て内^外新^報次^て出^加ふ^るに^公私^雜報^の刊^行あり
則^是在^日本^に於^ルる^新聞^局の^濫觴^とハ^尔来^各社^の新^聞

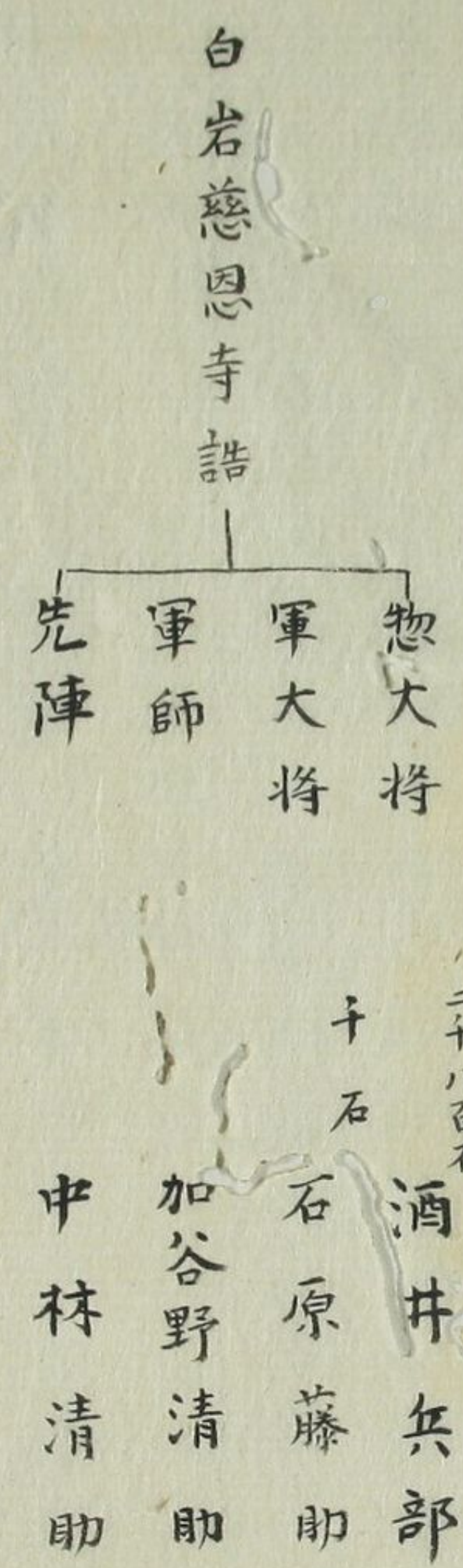
連續競ひ出既_レ近日_ニ至りてハ其類凡二十餘種あり然
 れ共今日斯く新聞の盛あるを致_ス事ハ元開成會社柳川
 氏の功_ニよ_リて所謂西洋_ニ於ける公許_ニ本局と稱_スべきと
 の即是あり先生昔日より新聞_ニ心を_用ひ事あれば必_シ
 自ら筆記して之を廣く同好の_ニめ_テ貸与_シ丹精茲_ニ年
 所りて今日漸く公行_スの時至れり然る_ニ世人新聞の
 因て盛ある所以を知らざる_ニの多きが故_ニ予其功勞を褒
 揚して普く茲_ニ示_スと云

此新聞禁板_ニ仰出_ル故是迄_ニ後篇ナ_シ茲_ニ遠近新
 聞第九篇_ヲ得_テ次写_ス

遠近新聞第九号
 慶應四年閏四月廿九日

○閏四月八日出山形町人_ノり_ノ書状写

壬四月二日庄内人数繰出左の通



新徴組千人漆

左沢詰
 堀 平太夫 五百人漆
 石井重輔
 白井庄輔
 笹 仁九郎

山形_ニ之使者
 惣勢メ三千人

右六十里先き志津本道寺慈恩寺左沢水沢五ヶ所陣取
り田井仁田講延辺川岸へ日の丸の旗押立大炮の響繁く
天童方も河岸場へ向一西日打合双方の人足二人宛手
負り同日山形の二番手長崎村へ達寺村へ出張柏倉
も山形と同所へ固居り處元々庄内へ降参致居り夙聞も
有之れへ共官軍へ其色を見せ居り所山形藩ハ官軍に
属しと庄内より疑ひ哉同日朝玉無大炮を打り処山形勢
驚玉込の鉄炮を打り哉より庄内方大怒又々玉込の鉄炮
打發山形勢士分二人討死致柏倉足輕一人討死同所より
味方三人討れ庄内方も二人討死又々同刻寺津の落合と
中所より山形と庄内の高手千二百人と打合庄内方三人
討死山形勢ハ五人討死二ヶ所より七人討れ敗軍引取り

同刻庄内勢天童の城裏より大炮打掛藩中心死の覚悟極し
所御殿に火の手上り真最中双方切合打合天童勢自城廻
家中より焼拂十分戦双方討死多有之城下ハ庄内勢大炮よ
り焼立至り所々戦有之老森ハ百姓家不残兵火より相成天
童家老吉田大八主従五六人より敵七人討取大勢より取圍
れ終り遁れ引取り由庄内方三十人程討死織田方七八人
討死の由併小勢と大勢故一時を勝利し成りへ共終り落
城散乱致夫々庄内方人数を纏め長瀬陣屋に引取り又々
山形に寄来り松子より仙臺官軍へ追々早打を以注進し
相成六日筑刈勢八十人程笹屋越りて光明寺に着七ヶ宿
へも同日六十人斗到着追々官軍出張相成三四百人斗も
相成末勢揃ひ無之哉待合り由益夜市中見廻毎夜松明を

焚二三日大炮の音致し達戸寺と覺へ間近し故筑州勢光
明寺夕六日夜下條口銅町口西所へ操出諸勢待受一度し
庄内へ討入り松子より四日し窪の目高野天童講延四ヶ
所一度し火の手上寄手し見へ山形市中ハ不殘家財相
片付迎村へ持出婦女老弱不殘立退大心配し座場未
し至りて金子無心言想られ困入り近辺所々炮火有之
今も庄内へ操出寄来ハハ市中丸焼し可相成し心配
仕し今日も猶固長瀬辺戦争有之し哉火の手上天童落武
者も追々集り筑州勢し相加りし今日迄の荒増申上し猶
追々注進可申上し已上

○信州領坂表より来状の写

関東脱走の歩兵越後路へ飯山に相廻り筑摩川安田渡船

を相困メ居ル人数凡五六百人川手前ニ松代出張木嶋原
に上田六川此方にも出張致し堀家来廿五日戦争相始
尤も川を隔り事よて格別の儀も無之松子も此坐し飯山
町焼失廿六日の噂も城攻い多し此松代替川を渡り
横へ奔出し歩兵敗走と事よ此坐し已上

○憤懣

無名氏

秦國情不測張儀多危詞張王聽不聰上官逞猜疑内被亥邪
破外被強敵窺國事日益益愁思乱如絲宗臣不得志偷生復
為誰抱石沉汨羅誰知汨羅悲

○紀事一則 英書より訳出也

昔し澳地利の都ウナンナは法朗西好の諸侯ありけり去ハ
家屋しき園池を法朗西風し造り箆笥机椅子等より勝

手道具に至る迄ことごとく法朗西より買集む然るに法
朗西より買來る時計或日仕掛とまりりれハ大に驚き
ウニナの時計師集を召て之を修復せしむされどウニナ
の時計師は托をるハえより本意は非されハ時計師は向
て汝此時計を并の時計と比せべからばこは巴勒法朗西
より買來めくる物ありと云む時計師思をば笑ひけり何
故に笑ふやと問ふ時計師志づら内部にウニナの時
計師某製と書くるを示しければさてハ汝の作りくる物
なりやと大に愧ぢ入りりりとをせよハ此の如きの固陋
の人やうらに

三友堂主人譯

○
叡山并高野の僧侶佛門の事付神道の議論沸騰甚以不

穩かき噂なり

神 東
 田 京
 波多野巖松堂書店
 代 価

慶應四年五月寫之

岡田姓



